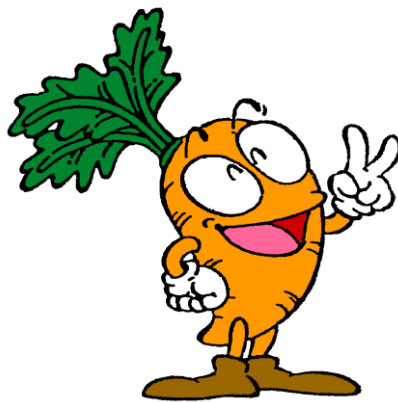


第4期  
菊陽町障がい福祉計画  
(平成27年度～平成29年度)



平成27年3月

菊陽町



# ～ 目 次 ～

## 第1章 計画の概要

1 計画の背景	1
(1) 障害者自立支援法の成立とその改正	1
(2) 障害者総合支援法の成立	1
(3) 第4期障がい福祉計画の策定	1
2 計画の根拠	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
(1) 菊陽町障がい者計画等策定委員会の設置	2
(2) アンケート調査の実施	2
(3) パブリックコメントの実施	3
5 「障がい」の表記について	3

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口構成	4
2 障がい者の状況	5
(1) 種類別障がい者数の推移	5
(2) 身体障がい者の状況	6
(3) 知的障がい者の状況	8
(4) 精神障がい者の状況	9
(5) 障害程度区分別の認定者数	10
(6) 補装具の給付状況	11
(7) 自立支援医療の状況	12
(8) 特定疾病患者の状況	14
3 アンケート調査	17
(1) 調査の概要	17
(2) 事業所調査結果の概要	18
(3) 障がい福祉に関するアンケート調査結果（抜粋）	24

## 第3章 サービス提供体制整備の基本的な考え方

1 必要とされる訪問系サービスの保障	34
2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障	34
3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	34
4 福祉施設から一般就労への移行等の推進	35
5 相談支援提供体制の確保	35
6 障がいのある子どもへの支援	35

## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	36
（1）施設入所者の地域生活への移行	36
（2）施設入所者の削減	37
2 入院中の精神障がい者の地域への移行	38
3 地域生活支援拠点等の整備	39
4 福祉施設から一般就労への移行等の推進	40

## 第5章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

1 障害福祉サービスの種類と内容	41
（1）介護給付	41
（2）訓練等給付	43
（3）その他のサービス	45
（4）児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス	46
2 サービス見込みの算出方法	47
3 障害福祉サービスの見込み	48
（1）訪問系サービス	48
（2）日中活動系サービス	49
（3）居住系サービス	51
（4）相談支援	52
（5）障害児通所支援・障害児相談支援	53
4 地域生活支援事業	54
1）必須事業	55
2）任意事業	59

## 第6章 計画の推進体制

1 制度の周知	62
2 計画の推進	62
3 関係機関等との連携	62
4 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価	62

## 資料集

1 菊陽町障がい者計画等策定委員会 委員名簿	64
2 用語集	65

---

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の背景

### (1) 障害者自立支援法の成立とその改正

障害者福祉施策は、平成18年度の障害者自立支援法の施行によって大きな変革を迎えました。障害者自立支援法は、①身体、知的、精神障がい者に対する福祉サービスの一元化、②市町村を主体とした利用者本位のサービス体系への再編、③安定的な財源の確保、④障がい者の一般就労の推進、⑤支給決定の透明化・明確化などを通じて、障がい者が地域で安心して暮らすための体制づくりを目指し、施行されました。

一方で、同法については利用者負担を応益負担としたことなど、様々な課題が指摘されることになりました。平成21年度から始まった障害者制度改革の動きを受けて、同法は平成22年12月に一部が改正され、①利用者負担の応能制度への見直し、②障がい者の範囲に発達障がいが含まれることの明確化、③地域移行支援、地域定着支援の個別給付化、④同行援護の新設などの改革が行われました。

### (2) 障害者総合支援法の成立

平成24年6月には、障害者自立支援法に代わる新たな法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が成立しました。同法では、①障がい者の範囲に難病等を加えること、②重度訪問介護の対象拡大、③ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。同法は平成25年4月から順次施行（一部施策は平成26年4月施行）されるとともに、法の施行後3年を目途として、障害福祉サービスのあり方や障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について検討することとされています。

本町は、地域の障がい者に最も身近な自治体として、一連の制度改正に的確に対応するとともに、児童福祉法に基づくサービスなど、障害者総合支援法に基づくサービス以外の各種サービスについても必要な施策を充実していきます。

### (3) 第4期障がい福祉計画の策定

本町では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に推進していくために、平成19年4月の第1期菊陽町障がい福祉計画の策定以来、通算3期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえたうえで、平成27年度から平成29年度における、障がい者施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第4期 菊陽町障がい福祉計画」を策定します。

## 2 計画の根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく本町の「障がい福祉計画」であり、

- 1 平成 29 年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 4 その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

を定め、本町の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにしようとするものです。

また、本計画は、菊陽町障がい者計画及び菊陽町地域福祉計画における障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと整合を図ります。

### 【根拠法令（抜粋）】

障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の策定体制

### （1）菊陽町障がい者計画等策定委員会の設置

菊陽町障がい者計画等策定委員会を設置し、計画に盛り込む施策等について審議・検討を行いました。

### （2）アンケート調査の実施

菊陽町内のサービス提供事業所を利用している方（菊陽町が支給決定を行っている方に限る）及び菊陽町内のサービス提供事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

---

### (3) パブリックコメントの実施

広く町民の方の意見を集めるために平成 27 年 1 月～2 月にパブリックコメントを実施しました。

## 5 「障がい」の表記について

本計画では、「障がい者」等の「がい」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

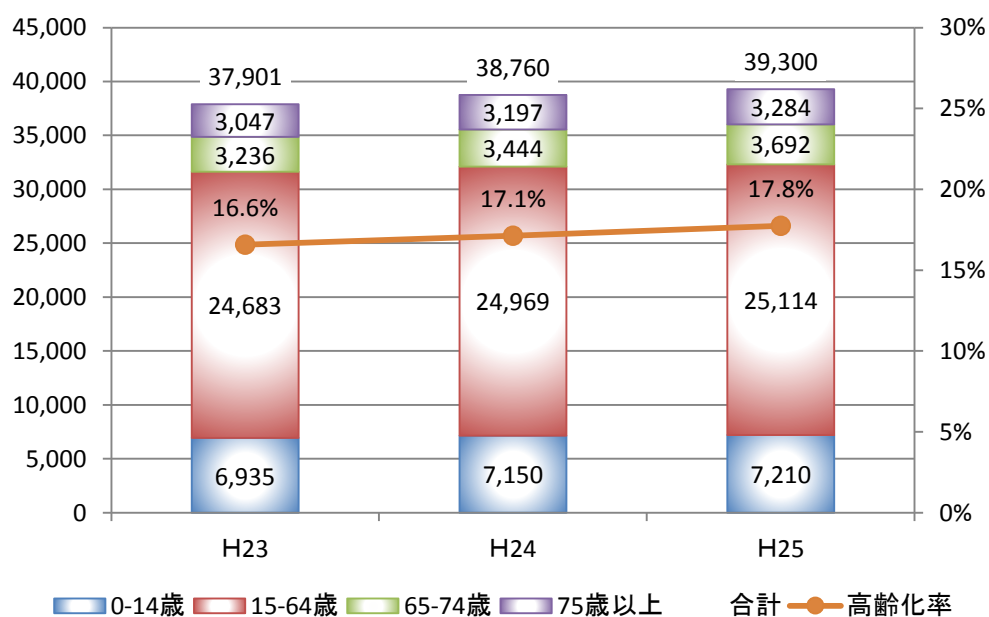
## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 人口構成

本町の人口は増加傾向にあり、平成26年3月末現在で39,300人となっています。年齢構成をみると各年齢の人口がそれぞれ増加しており、高齢化率も微増しています。

	H23	H24	H25
0-14歳	6,935	7,150	7,210
15-64歳	24,683	24,969	25,114
65-74歳	3,236	3,444	3,692
75歳以上	3,047	3,197	3,284
合計	37,901	38,760	39,300
高齢化率	16.6%	17.1%	17.8%

単位：人、資料：総合政策課より





## 2 障がい者の状況

### (1) 種類別障がい者数の推移

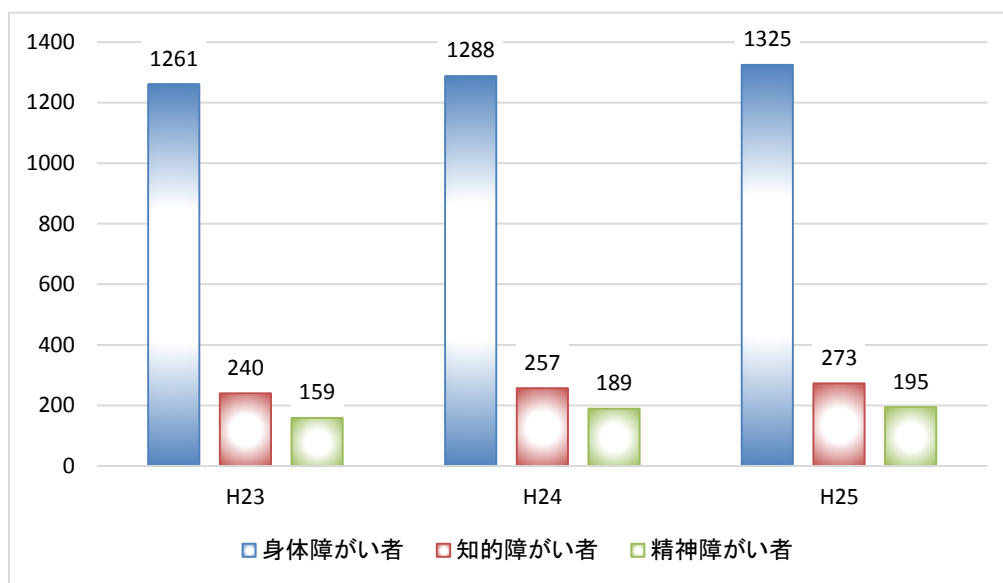
本町の障がい者数の推移を手帳所持者数（各年度3月末現在）で見ると、平成23年度の1,660人から、平成25年度には1,793人と増加しています。

障がい別にみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多く、平成25年度では1,325人となっています。

知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）ともに増加傾向にあります。

	H23	H24	H25
身体障がい者	1,261	1,288	1,325
知的障がい者	240	257	273
精神障がい者	159	189	195
合計	1,660	1,734	1,793

単位：人、各年度3月末現在



## (2) 身体障がい者の状況

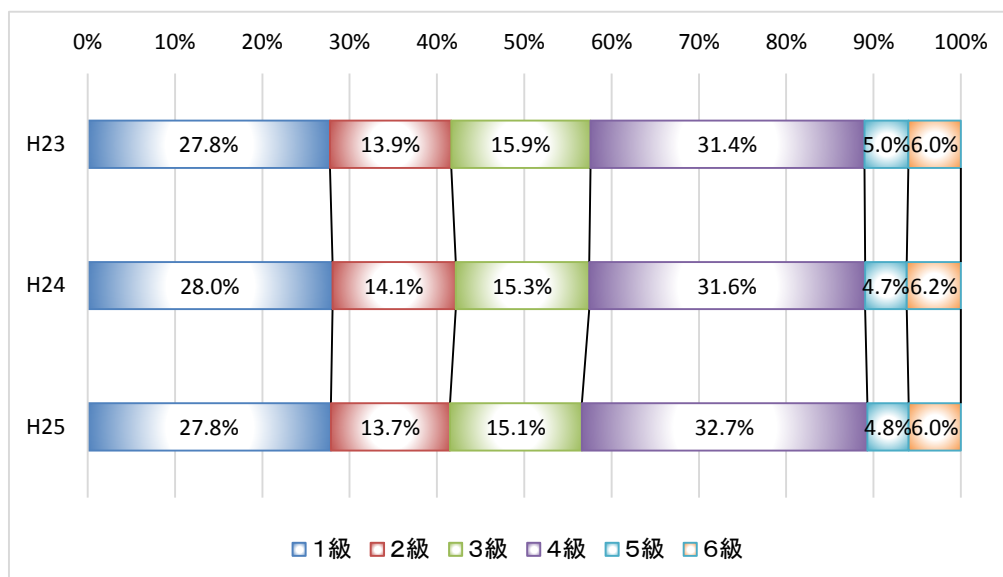
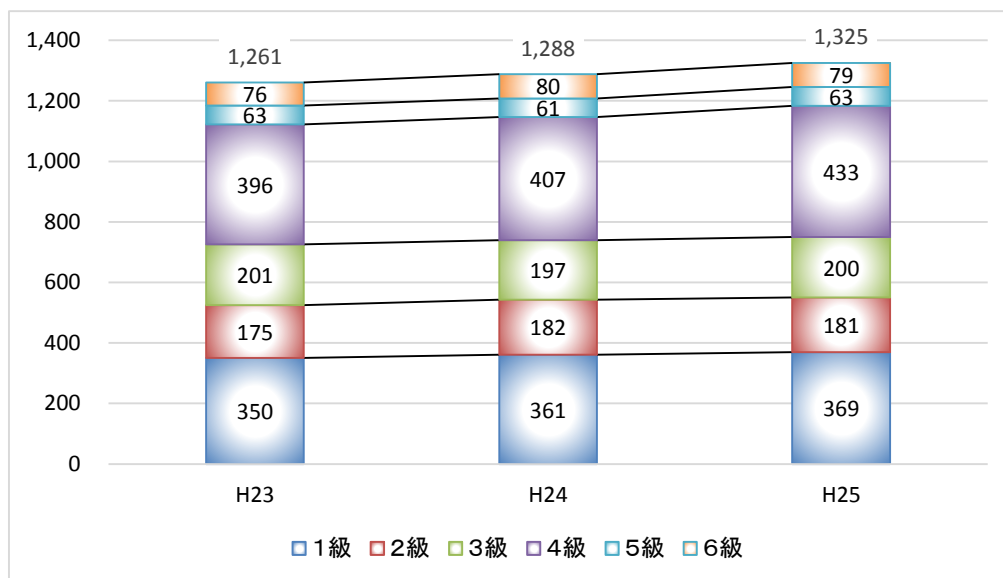
### ①身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度で 1,325 人となっており、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で 64 人、5.1%増加しています。

等級別では、1 級と 4 級の伸びが他の等級よりも大きく、また、平成 25 年度では重度者（1 級と 2 級の計）が 41.5%となっています。

	H23	H24	H25
1 級	350	361	369
2 級	175	182	181
3 級	201	197	200
4 級	396	407	433
5 級	63	61	63
6 級	76	80	79
合計	1,261	1,288	1,325

単位：人、各年度 3 月末現在



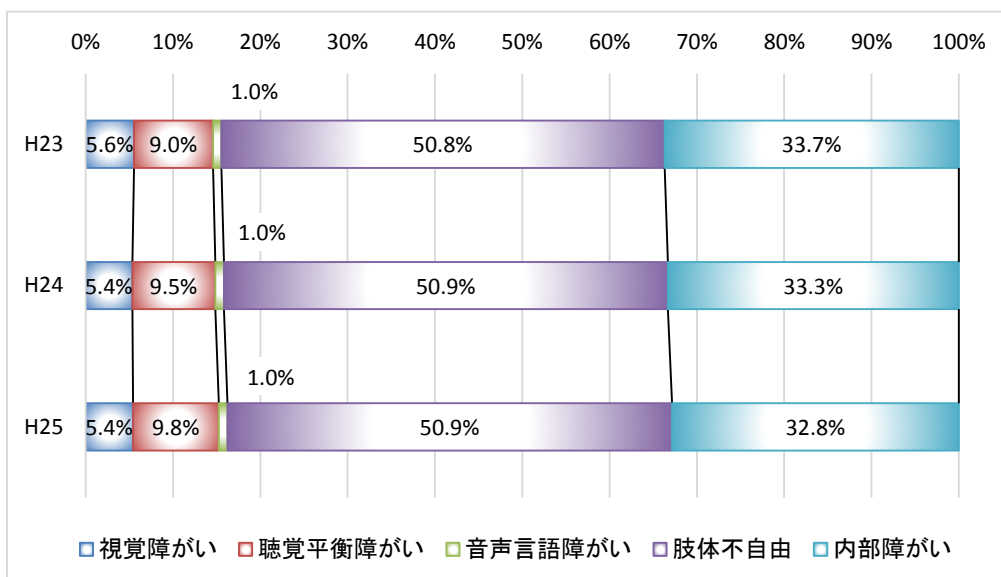
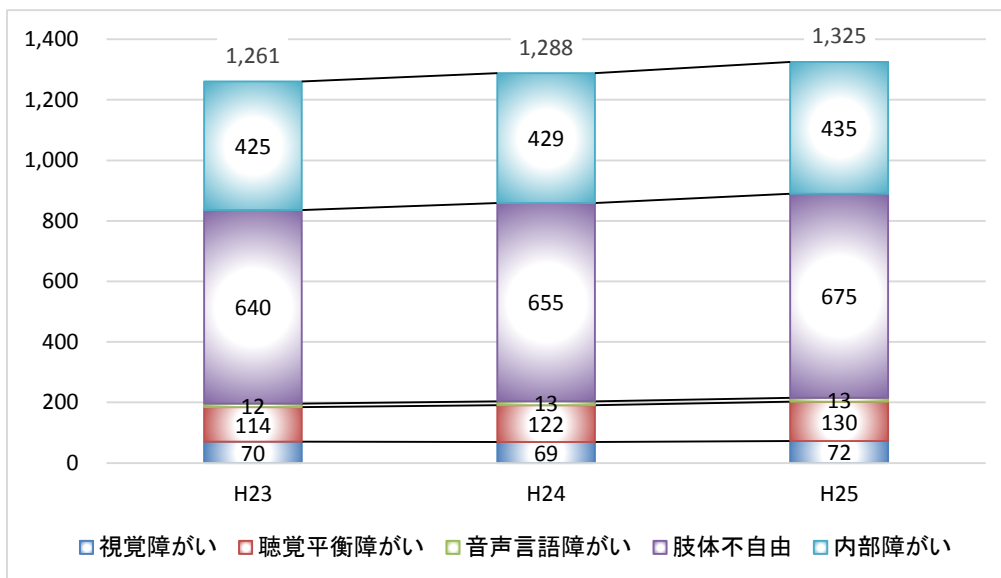
## ②身体障害者手帳所持者（障がいの種類別）の推移

平成 25 年度の身体障害者手帳所持者の部位別比率をみると、「肢体不自由」が 50.9%と最も多く、次いで「内部障がい」が 32.8%となっています。

平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間では、「聴覚平衡障がい」の増加率が 14%と最も高くなっています。

	H23	H24	H25
視覚障がい	70	69	72
聴覚平衡障がい	114	122	130
音声言語障がい	12	13	13
肢体不自由	640	655	675
内部障がい	425	429	435
合計	1,261	1,288	1,325

単位：人、各年度 3 月末現在



### (3) 知的障がい者の状況

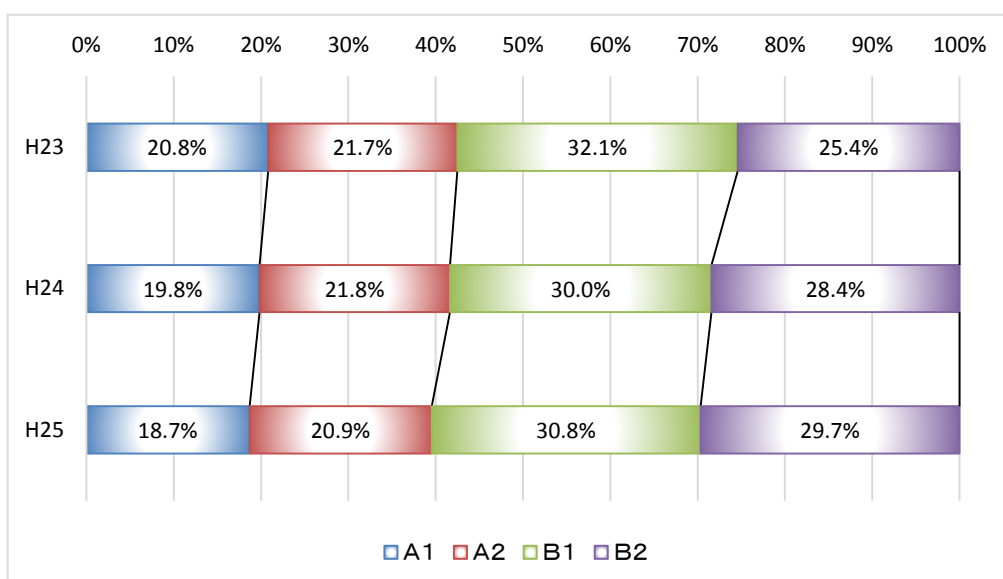
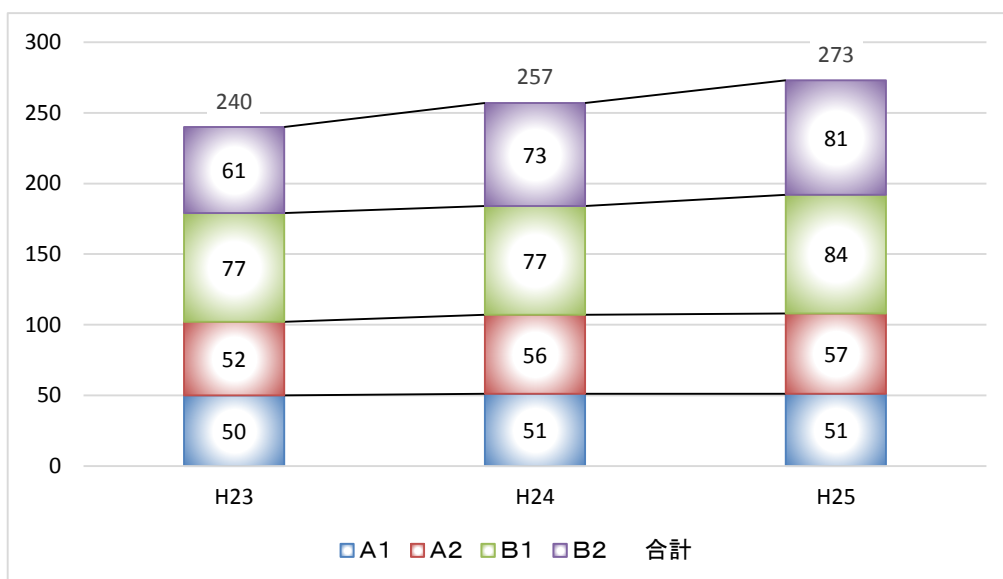
#### 療育手帳所持者（等級別）の推移

本町の療育手帳所持者数は、平成 25 年度で 273 人となっており、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で 33 人、13.8%増加しています。

平成 25 年度の等級別の比率をみると、B1 が 30.8%と最も多くなっています。

	H23	H24	H25
A1	50	51	51
A2	52	56	57
B1	77	77	84
B2	61	73	81
合計	240	257	273

単位：人、各年度 3 月末現在



#### (4) 精神障がい者の状況

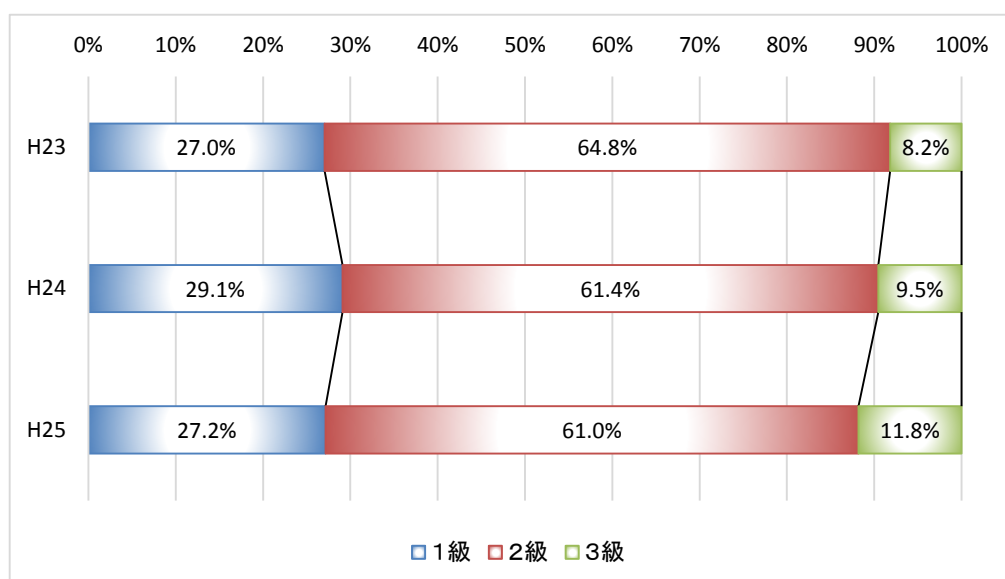
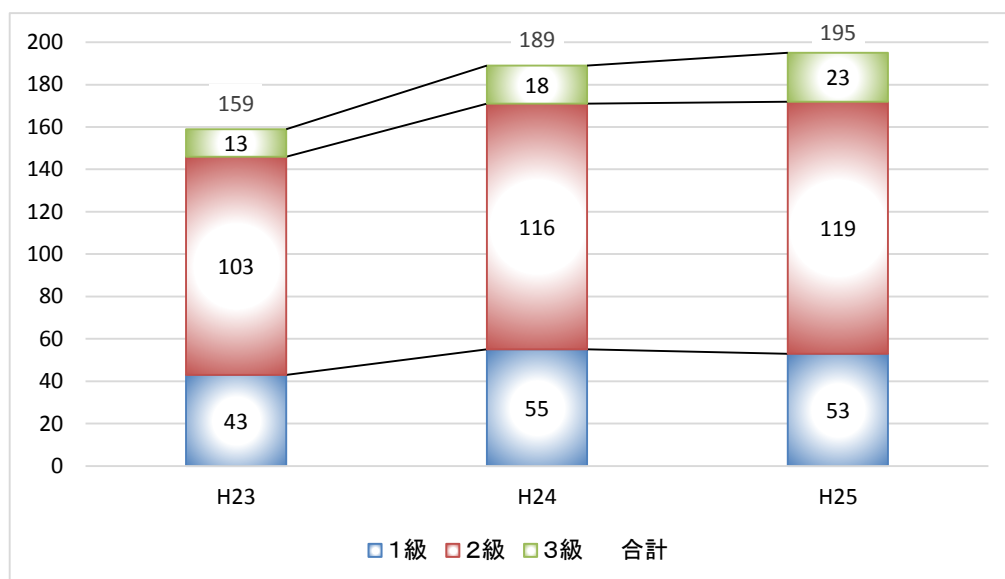
##### 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 25 年度で 195 人となっており、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で 36 人、22.6%増加しています。

平成 25 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、「2 級」が 61.0%と最も多くなっています。

	H23	H24	H25
1 級	43	55	53
2 級	103	116	119
3 級	13	18	23
合計	159	189	195

単位：人、各年度 3 月末現在

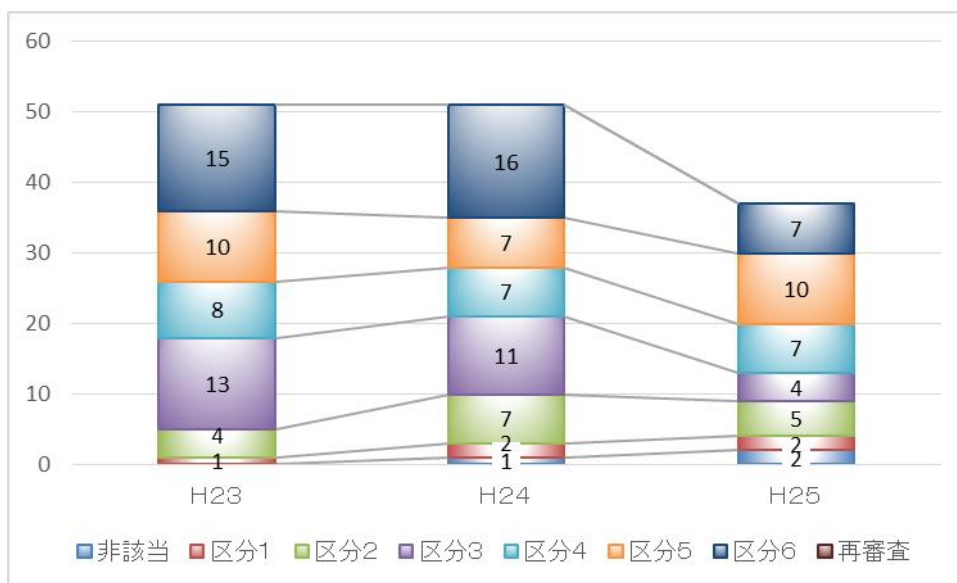


### (5) 障害程度区別の認定者数

本町の障害程度区別の認定者数は、平成 25 年度末で 37 人となっています。

	H23	H24	H25
非該当	0	1	2
区分1	1	2	2
区分2	4	7	5
区分3	13	11	4
区分4	8	7	7
区分5	10	7	10
区分6	15	16	7
再審査	0	0	0
合計	51	51	37

単位：人、資料提供：菊池広域連合



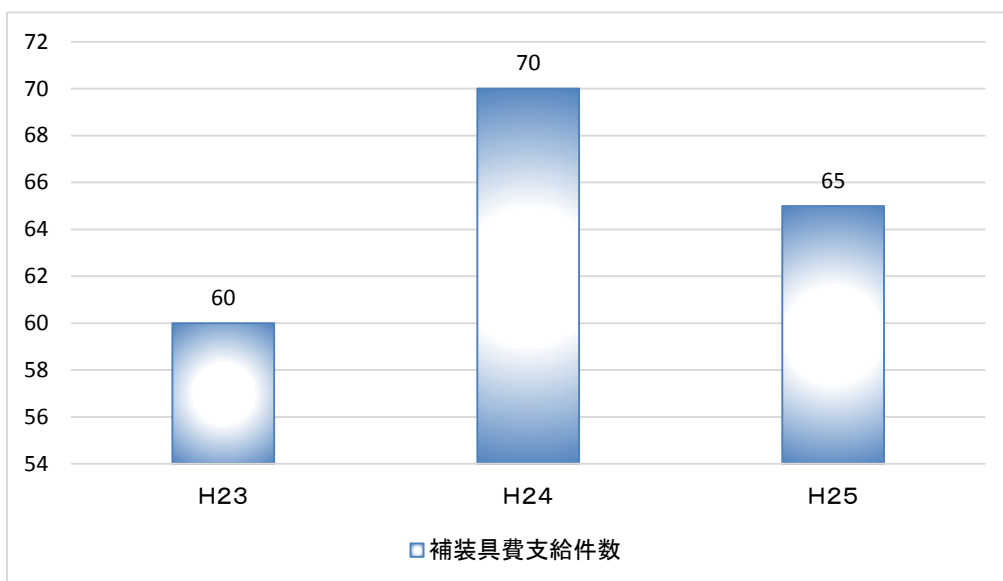
## (6) 補装具の給付状況

本町の補装具の給付は、平成 25 年度末で 65 件となっています。

	H23	H24	H25
件数	60	70	65

単位：件

資料：障害者自立支援給付費負担金実績報告



## (7) 自立支援医療の状況

### ①更生医療費・育成医療費の状況

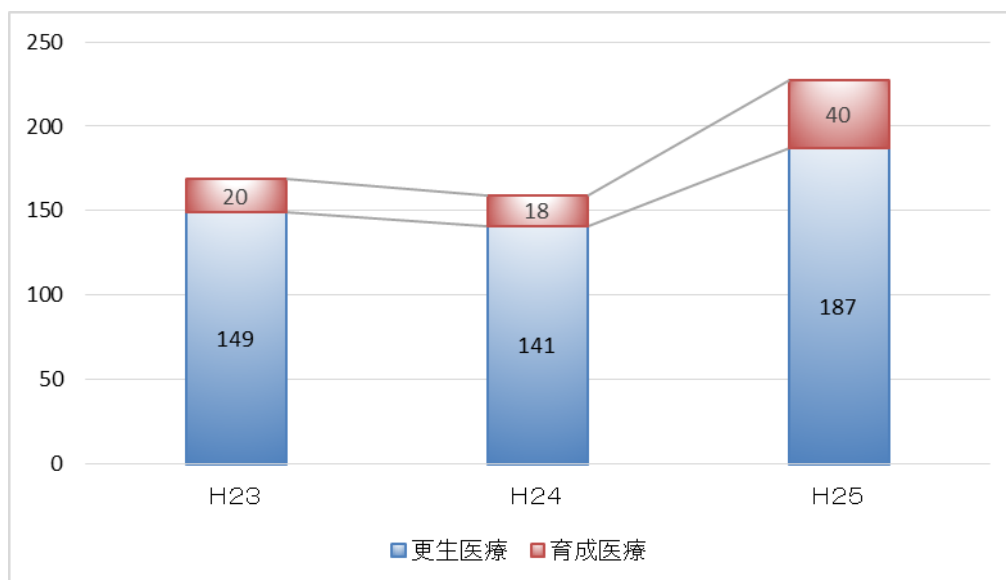
本町の更生医療費は、平成 25 年度末で 187 件となっており、育成医療費は、40 件となっています。

	H23	H24	H25
更生医療	149	141	187
育成医療	20	18	40

単位：件

資料：①更生医療：障害者医療費負担金実績報告

②育成医療：H24までは菊池保健所より。H25は障害者医療費負担金実績報告



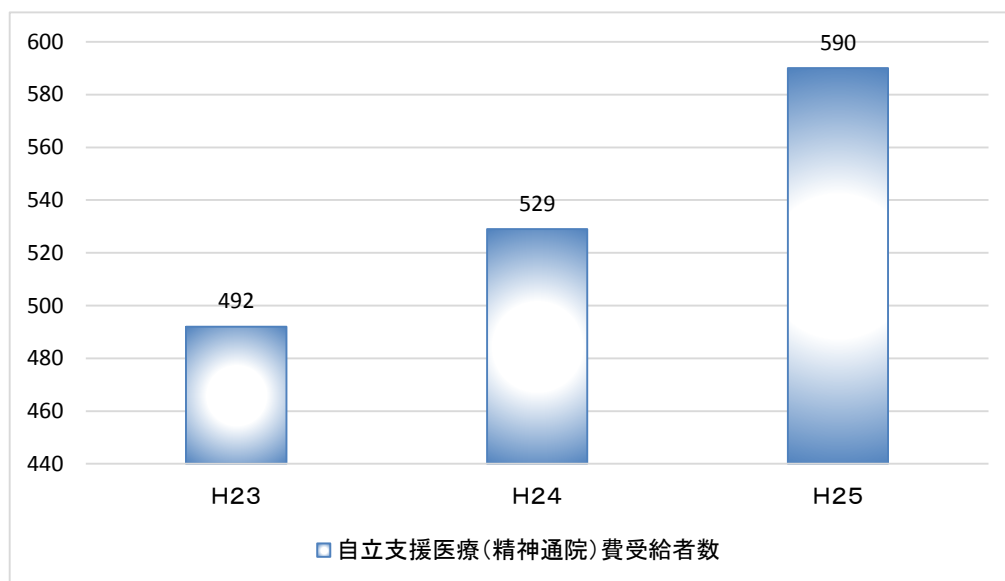


## ②精神通院医療費の状況

本町の精神通院医療費は、平成 25 年度末で 590 人となっています。

	H23	H24	H25
人数	492	529	590

単位：人



## (8) 特定疾病患者の状況

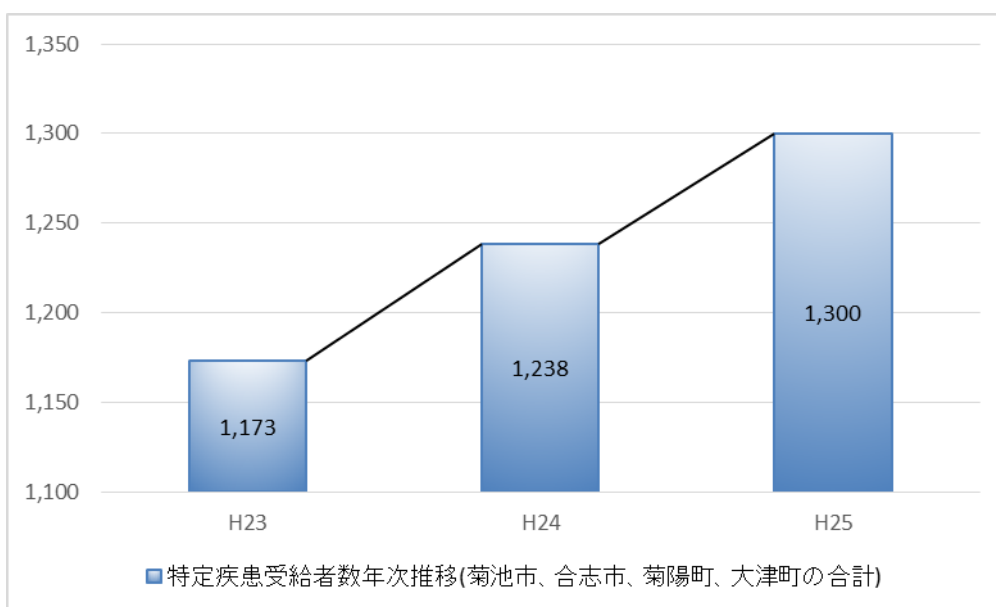
### ① 特定疾患受給者数の推移(菊池市、合志市、菊陽町、大津町の合計)

菊池圏域での特定疾患受給者数は、平成 25 年度末で 1,300 人となっており、平成 23 年度から 127 人増加しています。なお、平成 25 年度末での本町の特定疾患受給者数は 207 人となっています。

	H23	H24	H25
人数	1,173	1,238	1,300

単位：人、各年度3月末現在

資料提供：熊本県菊池保健所



※障害者総合支援法で示される 151 の特定疾病の総患者数とは異なります。

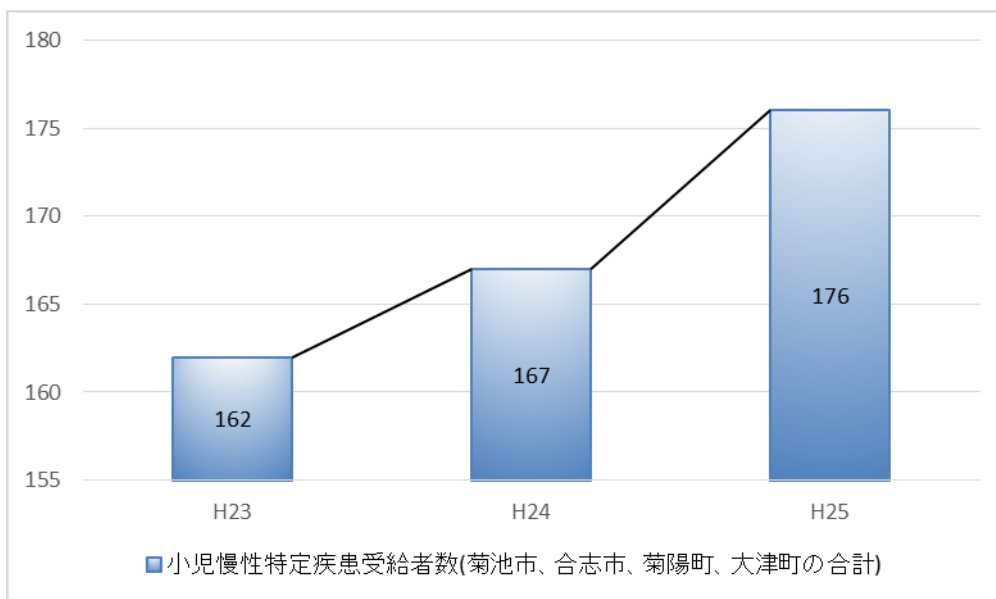
## ②小児慢性特定疾患受給者数の推移(菊池市、合志市、菊陽町、大津町の合計)

菊池圏域での小児慢性特定疾患受給者数は、平成 25 年度末で 176 人となっており、平成 23 年度から 14 人増加しています。なお、平成 25 年度末での本町の小児慢性特定疾患受給者数は 38 人となっています。

	H23	H24	H25
人数	162	167	176

単位：人、各年度3月末現在

資料提供：熊本県菊池保健所



※障害者総合支援法で示される 151 の特定疾病の総患者数とは異なります。

### ③小児慢性特定疾患受給者の状況(菊陽町)

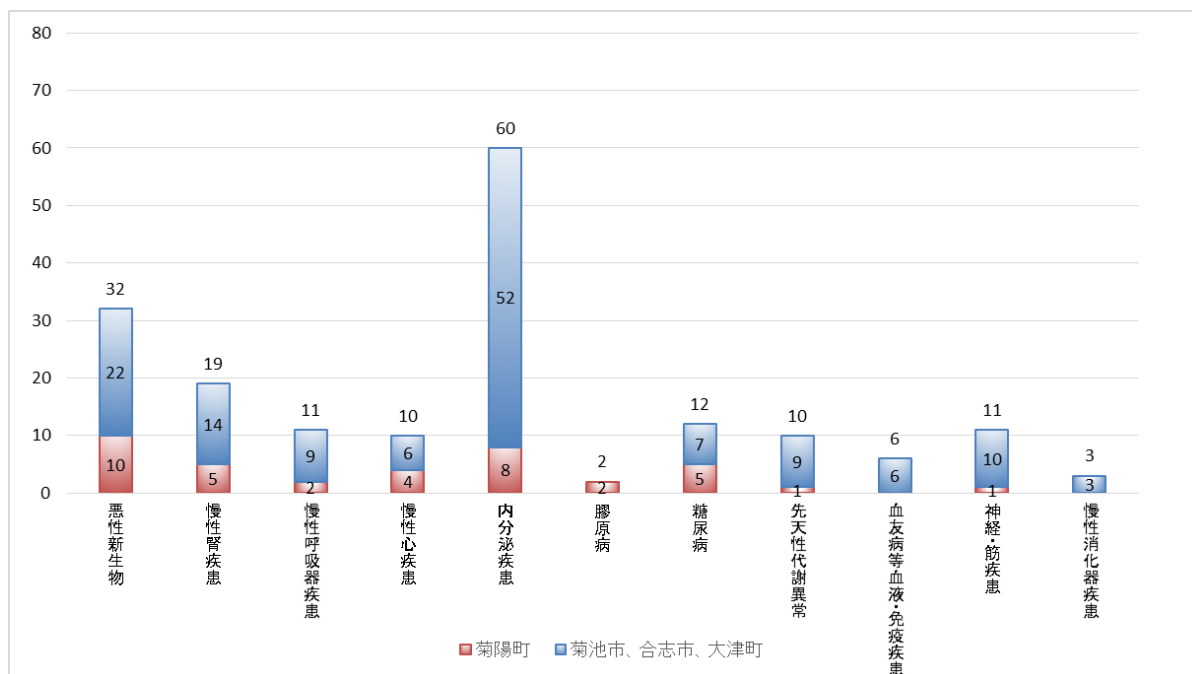
平成25年度における菊池圏域での小児慢性特定疾患受給者では、内分泌疾患が34.1%と最も多く、次いで悪性新生物が18.2%、慢性腎疾患が10.8%となっています。また、本町では、悪性新生物が26.3%と最も多く、次いで内分泌疾患が21.1%、慢性腎疾患が13.2%となっています。

分類	対象疾患	受給者数	菊陽町
1	悪性新生物	32	10
2	慢性腎疾患	19	5
3	慢性呼吸器疾患	11	2
4	慢性心疾患	10	4
5	内分泌疾患(成長ホルモン分泌不全性低身長症)	60(22)	8(2)
6	膠原病(若年性関節リウマチ)	2(0)	2(0)
7	糖尿病	12	5
8	先天性代謝異常(軟骨異栄養症)	10(1)	1(1)
9	血友病等血液・免疫疾患	6	0
10	神経・筋疾患	11	1
11	慢性消化器疾患	3	0
	計	176	38

単位：人、平成26年3月末現在

資料提供：熊本県菊池保健所

※受給者数は菊池、合志、菊陽、大津の合計



※障害者総合支援法で示される151の特定疾病の総患者数とは異なります。

### 3 アンケート調査

#### (1) 調査の概要

本計画を策定するに当たり、新たな制度や課題等に対応するため、また、障がいのある方が日々の生活の中でより安心して暮らすためにどのような意見や要望があるのかを把握するため、菊陽町内のサービス提供事業所を利用している方（菊陽町が支給決定を行っている方に限る）及び菊陽町内のサービス提供事業所を対象に、アンケート調査を行いました。

アンケート名	対象者
第4期菊陽町障がい福祉計画策定に伴う事業所調査	事業所
菊陽町 障がい福祉に関するアンケート調査	障がい者（児）

#### ●調査時期

平成26年10月に実施しました。

#### ●調査対象者数

	事業所数	利用者数
障害福祉サービス提供事業所	23	100人
障害児通所支援提供事業所	4	140人

#### ●調査方法

郵送により配布・回収を行いました。

#### ●回答数

調査対象	有効回答数	有効回答率
事業所	12	44.4%
障がい者（児）	100人	41.7%

## (2) 事業所調査結果の概要

障がい者を取り巻く環境について(1)
障がいのある人が地域生活を送るに当たっての問題点
場所によっては交通が不便である。また、お店が近くにないため買い物等も不便を感じる。一般地域住民の理解もそれほど進展はしていない。
生活水準の差が大きい。生活保護受給者や年金受給者といった社会保障によって生活している。
ゴミが出しづらく、ゴミがたまっていく状況があります。 障がい者というだけで、敬遠される部分がある。地域行事等への関わり方にも工夫が必要です。経済的に医療費も払えないので、区への活動にどう関わったらいいかわからないと思う。民生委員さんが関わってくださり、助かることがあります。
歩道の段差、収入面
色々なサービス事業の活用をすることで、安心して生活ができることの周知。障がいを持っている方が分かるような説明。欲を言えば、障がいを持っている方全員への計画相談することが望ましいかと思います。
相談支援専門員の増員(一人の支援員に対して利用される方が多いように感じる)
気軽にいつでも相談できるような場所があまりないように感じる。現に知人が発達障がいについての相談をしたいと電話すると、2ヶ月待ちと言われて困っていたので。
地域にサポートしていく環境を構築することが必要です。サポートとは発達障がい等の障がいを有する方々を正しく理解することではないでしょうか。正しい理解のもとに人間関係を構築することが、障がいを有される方々が住みやすい菊陽町をつくることではないかと思います。私たちは主に発達障がいの方々の支援を行っていますので、現時点での問題点をまとめてみました。
①障がい児の保育園通園について…障がい児を持つ母親はなかなか就職が思うようにいかないことがある。また、園への送迎ができないことがある。福祉サービスが適用されない。
②保育園幼稚園と、小学校の特別支援教育の連携…ケース会議が頻繁に行われているかアセスメントの引継ぎ等
③障がい児に対応する職員(保育園幼稚園小中学校)の研修システムの構築…夜間に勉強会を行ったが参加者が少ない。しかし現場では色々なトラブルが起きている。
④診断機関が少ない…予約してもすぐには受けられない。その間はサービスを受けられない。
⑤気軽な相談窓口…療育センターも毎日菊池圏域の学校を回られるため、学校等での「今すぐ解決を」のニーズに答えられていない。菊陽町にも、学校や幼稚園保育園にすぐに駆けつけられる専門科の配置が必要。今はボランティアで菊陽町の事業所が行っている。
⑥情緒障がい児に対する政策を早急に行う必要がある…学校と強く連携できる事業所が必要。こどもたちの不登校や情緒の問題も急増している。学校と家庭の間にクッション的役割が必要。
⑦地域の方々が正しい理解を学ぶ研修システムが必要…勉強会、サポーター制度等
手続等が難しく、もっと簡素化できればいいなと思うことが多い。

<b>障がいのある人が地域生活を送るに当たっての問題点</b>
理解不足による偏見も地域生活を送る壁になっているかもしれません。障害者権利条約が日本でも批准されました。権利条約のひとつのキーワードが「他の者との平等」です。特別な新しい権利を求めているのではなく、障がいのある人にもない人にも、人として当たり前の権利と自由を同じように認め、障がいのある人も社会の一員として尊厳を持って生活できる社会を目指すとあります。障害者権利条約の普及啓発を進めて、理解しあえる環境づくりが必要だと思います。
地域生活を送るために、住民の方との交流(イベント参加等)を通して、理解を得ることが大切だと思う。

<b>障がい者を取り巻く環境について(2)</b>
<b>障がい者のニーズについて</b>
地域移行を希望する利用者も相当数いるが、ほとんどの利用者が要介護状態や、心的機能の低下が著しく、地域住民からの不安や苦情につながるのは必至であると考えられる。
職場の環境だったり、慣れることに時間はかかるが慣れてくると明るくなったり、集いの場となることの比重が大きくなる。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミだしサービス</li> <li>・見守り活動強化(安否確認のための活動が有ると良い)</li> <li>・民生委員さんとの連携、一具体化した聞き取りがあると良い。</li> <li>・地域の人の理解</li> </ul>
利用者負担上限、月額。負担がかかる方にとっては負担額が大きく、生活が厳しくなるとの声も多くあがっており、中には退転せざるを得ない状況も現実問題になっています。働きたいが一般就労では難しい、でも利用者負担が大きく利用できない、どこにも行くことができない状況になります。安心して生活を送ることができるよう、負担額について検討していただけたらと思います。熊本市は独自政策で半額負担されていると聞きます。
利用者さんの就労意欲を失わないように、受給者証の手続は早め早めの処理をお願いします。
利用できるサービスの充実(サービスの質の向上) 障がいの多様化への対応が求められる。(強度行動障がい、高機能自閉症、ADHD、LDなど)
<ol style="list-style-type: none"> <li>①安心して放課後や長期休暇に受け入れてくれる事業所が欲しい。</li> <li>②子どもを安心して育てることができる環境。</li> <li>③母親の就労のサポート(子供を預かる場所)が欲しい。</li> <li>④親同士のコミュニティが欲しい。</li> </ol>
外出する時に不便さがある。トイレや駐車場の整備。
障害年金と事業所で働いた工賃では、問題があっても家族から離れて自立することが難しい現状がある。地域で安心して暮らすために、所得を保障し、生活する場と支援体制の充実が必要と考えます。

事業所を取り巻く環境について
貴事業所での課題・問題点
「施設入所者の地域生活への移行」、「障がい者の地域生活の支援」「福祉施設から一般就労への移行」等の成果目標が掲げられているが、最近の神戸女子児童殺害事件や、障がい者による事件等の過熱報道により、一般住民への不安や雇用する側からの理解不足等が多々あるため、地域生活移行や一般就労に関し閉塞感が大きい。
相談する人が限定されているので、生活全般にわたって頼りにしてもらうため、電話がよくかかってくる。通話が長くなる。予定しているにも関わらず、キャンセルや変更が頻繁に発生し、ヘルパーの配置が難しい。
収入面。A型事業所の収入だけでは生活面が不安定で、精神障がい者の方で年金をもらっていない方は3食の食事が摂れない方もいる。
ゆとりある支援、定期的に仕事があること。
作業内容の多様化、なるべく数多くの作業を取り入れて利用者さんのニーズに合った作業を提供したい。
放課後デイサービスで様々な年齢の児童が利用したとき、活動等どうしていくのか。他の事業所はどう分けているのか・・・。
①児童の事業所医療的ケアの必要性が増えてきていること ②肢体不自由児と発達障がい児を同じ条件で支援していくことの難しさ③スタッフの確保
精神障がいのある利用者が多く、体調に応じた支援を行っている。そのため利用に波があり、日割り制度、現在の報酬単価では安定した運営が難しい。
事業所周辺は交通量が多く、また、利用者が休日等で外出時にバス利用する際に、バス停まで遠いので不便に感じる。

障がいのある人の就労について(1)
障がいのある人の就労は進んでいるか
進んでいない。
就労支援事業所を知らない人が多いように思える。周知等、存在をアピールしていく必要があると思う。
障がいの区分などでも違いがあると思いますが、進んでいると思います。
まだ新しい事業所なので利用者の方の仕事、生活における能力、健康状態等様子を見ている所です。2、3年後に一般就労される方、又は能力が高まった方には就労を進めていきたいと思っています。本人に合う、希望される就労先の開拓が必要と思います。
もっと就労できる場所が増えたらいいなと思います。
あまり感じない。ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の取組により、就業者は増えていると思うが、逆に離職者も増えているような気がする。ジョブコーチ等の活用が進んでいないし、ジョブコーチの自閉症やTEACCHプログラムへの理解が進んでいないのではないかと思います。
就労継続支援の事業所も増えており、進んでいると思う。
進んでいると思います。しかし就労継続支援A型事業所の開業が増えており、B型が妥当な方も給料が違うからと無理にA型を利用され、体調を崩し入退院を繰り返す状況もみられています。



<b>障がいのある人の就労について(2)</b>
障がいのある人の就労を促進するために求められるもの
企業側の理解、ジョブコーチの養成等。
福祉事業所(在宅・入所・通所)施設での情報交換であったり、することを集いとしてあればアピールすることができるのではないのでしょうか。
雇用保険以上の働き時間は無理な方が多いです。雇用時間を減少してはどうでしょうか。
収入の向上、スキルアップ。単価の高い仕事の提供をできるようになる。一般に向けての作業を行い、技術の習得を目指す。
本人に合う、希望される就労先に就労できること。受入先の確保、障がい者の方への理解、受入態勢。現場定着、定着後のサポート。
一般企業の理解力。
就労できる場所。
まずは身近な事業所の取組が必要と思います。できることから始めていくことです。当事業所でも障がい(グレーゾーン)のある方に就労していただいています。それぞれの活動が大きな取組になります。
たくさんの事業所があるが、それぞれの事業所の特色等の情報をもっと容易に知ることができると、自分に合った就労を探しやすいのではないかと思う。
企業に対して障がいへの理解と啓発。仕事定着までのジョブコーチ等のフォローアップの強化。障がいのある人たちの多くは運転免許証を所持していない方が多いので、公共機関の整備。
企業側に障がいのある人の理解を得て、実際雇用された場合はジョブコーチ等を行い、環境等になじめるよう、企業と障がい者のパイプ的役割に努める。

<b>他団体との連携について(1)</b>
実施している取組や意見
相談支援事業所との連携が中心。
①熊本市内の訪問事業所で「居宅ネットワーク」という組織を作っています。熊本市への障がい福祉課への要望等を伝えて相談をしています。
②合志、菊陽、菊池市の障がいの訪問事業所で連絡会があり、参加しています。これからも継続してほしいと思います。(横のつながりが欲しいです)対応の仕方や現場の話が聞けて参考になります。
行政、相談支援事業所などと連携することにより、色々な情報が共有でき利用者の方を色々な角度から支援ができるため、本人様の自立の促し等ができていくと思います。
本人と関係のある機関との連絡、調整が上手にできることで、安心した生活を送ることができると思う。本人が困っているとき、すぐ連絡を取り合える関係づくりが大事と思う。
勉強会やネットワーク会議、研修会などの利用や参加。
近くの事業所なんかには挨拶に伺い、色々教えていただいたりしている。

<b>実施している取組や意見</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①新興住宅地の保護者同士のコミュニティグループを構築</li> <li>②ボランティア募集を行い、年間 130 名ほどのボランティアを受け入れている。</li> <li>③障がい理解についての勉強会や出前講座を行っています。</li> <li>④地域の児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所のネットワークの構築</li> </ul>
<p>菊池地域で開催されている精神保健医療福祉連絡会などに参加している。きょうされん(共同作業所全国連絡会)に加盟して、事業所間で繋がって様々な活動を行っております。</p>
<p>各団体等の意見交換会にも定期的に参加している。</p>

<b>他団体との連携について(2)</b>
<b>今後他の組織、団体との連携の進め方</b>
<p>就労系であれば、相談支援事業所との情報交換は大切なことだと思う。</p>
<p>横のつながりをつくって取り組む組織が欲しい。</p>
<p>勉強会等やっていただくと助かります。勉強会を通じて連携をとっていけたらと思います。</p>
<p>菊陽町における福祉サービス事業所が集まったの連絡会、研修会等の催しを年 1 回でも開催する。</p>

<b>地域生活支援拠点等の整備について</b>
<p>地域包括システムが言われて久しいが、理想的な状況になっていないと思う。拠点を中心に一堂に会することが非常に難しい環境にあると思う。</p>
<p>どんな障がいの方も利用しやすいようにしてほしい。</p>
<p>突発的なニーズに臨機応変に対応していけるように取り組んでいくこと。</p>
<p>相談支援事業等を増やすことも必要だと思うが、地域の協力体制(地域住民の理解等)が重要だと思う。</p>
<p>窓口はひとつで中々福祉サービス等に繋がらない人にも、多種多様な障がい特性に応じた地域活動支援センター等の居場所づくりが必要だと考えます。</p>
<p>障がい者相談センター、家庭、利用されている事業所、病院等が情報等の交換を行い、障がいのある方のニーズに応えられるように機能を果たす。</p>

## 自由意見

障がいをお持ちの方々が、施設を利用しやすい、活用しやすい、分かりやすい、集まりやすい、生活水準が高くなるような施設づくりを目指していければと思っております。

障がい者の低所得者に関しては、かなり多くの問題がある。障がい者のためのデイが少ない。入所施設も少ないと思う、若年。

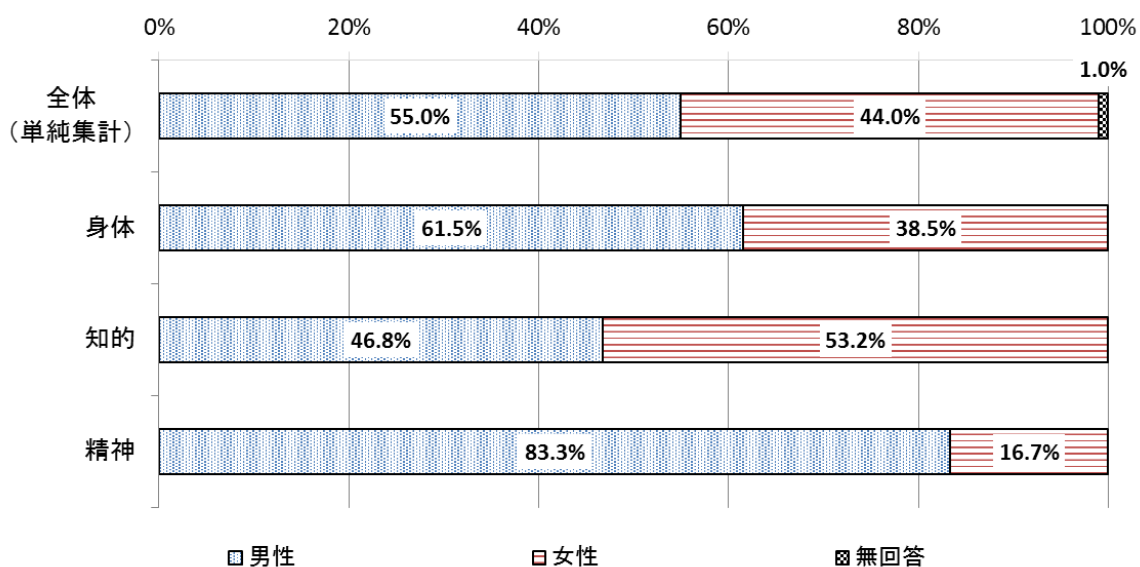
行政等の基盤をもっとしっかりしてほしい。

障がいのある人もない人も、安心して暮らせるやさしい社会にしていくために、連携を深め合いながら頑張っていきたいと思います。

### (3) 障がい福祉に関するアンケート調査結果（抜粋）

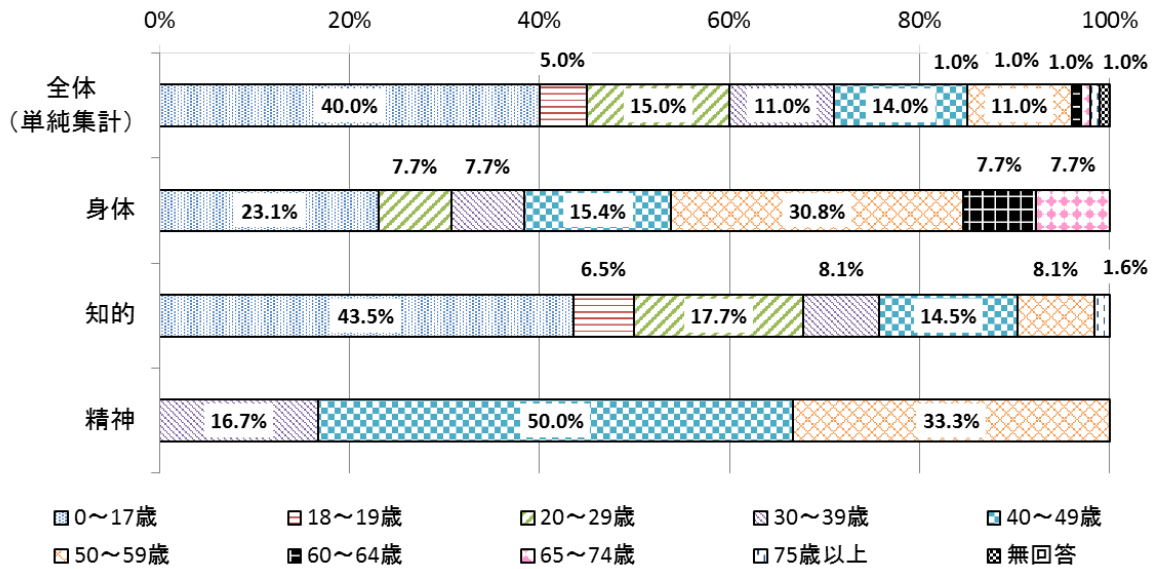
#### ①性別

性別を教えてください。	回答数	割合
男性	55	55.0%
女性	44	44.0%
無回答	1	1.0%
サンプル数	100	100.0%



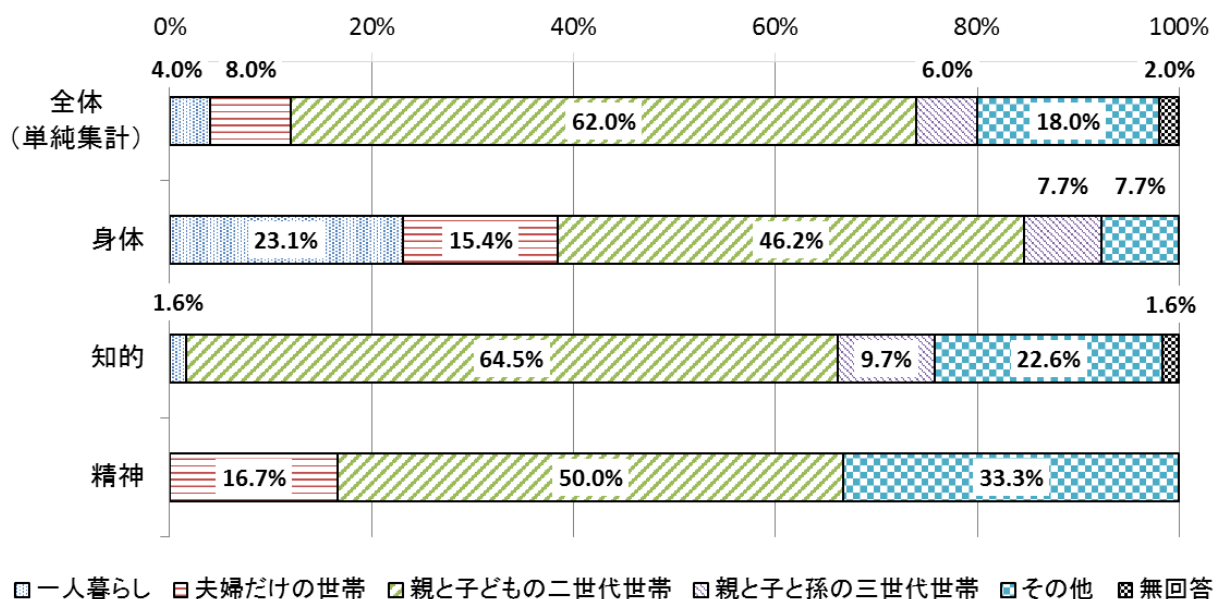
#### ②年齢

年齢を教えてください。	回答数	割合
0～17 歳	40	40.0%
18～19 歳	5	5.0%
20～29 歳	15	15.0%
30～39 歳	11	11.0%
40～49 歳	14	14.0%
50～59 歳	11	11.0%
60～64 歳	1	1.0%
65～74 歳	1	1.0%
75 歳以上	1	1.0%
無回答	1	1.0%
サンプル数	100	100.0%



### ③世帯構成

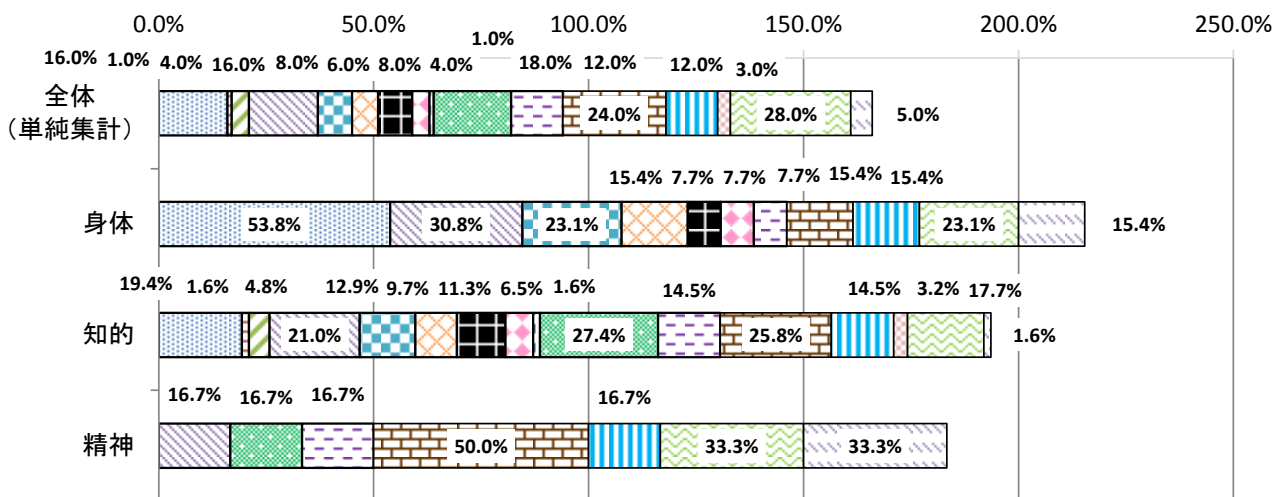
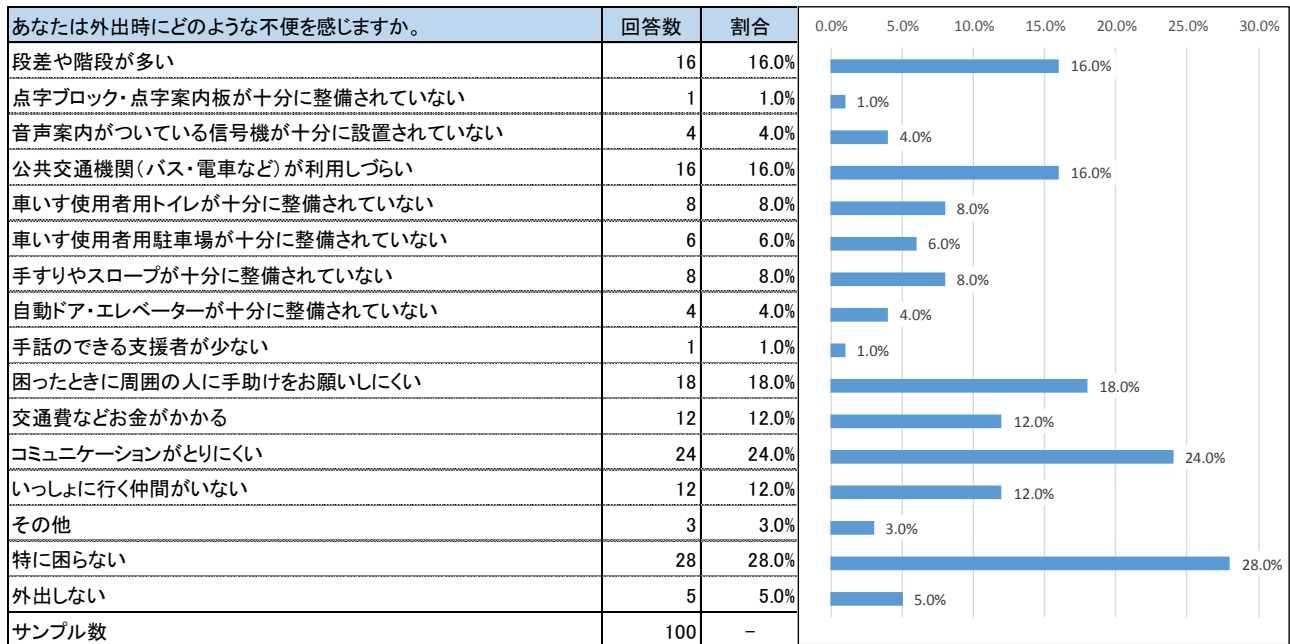
世帯構成を教えてください。	回答数	割合
一人暮らし	4	4.0%
夫婦だけの世帯	8	8.0%
親と子どもの二世帯世帯	62	62.0%
親と子と孫の三世帯世帯	6	6.0%
その他	18	18.0%
無回答	2	2.0%
サンプル数	100	100.0%



#### ④外出時の不便（複数回答）

外出時の不便については、「コミュニケーションがとりにくい」が24.0%で最も多く、次いで、「困ったときに周囲の人に手助けをお願いしにくい」が18.0%となっています。

また、障がい種別でみると、身体障がい者では「段差や階段が多い」(53.8%)が、知的障がい者では「困ったときに周囲の人に手助けをお願いしにくい」(27.4%)が、精神障がい者では「コミュニケーションがとりにくい」(50.0%)が最も多くなっています。

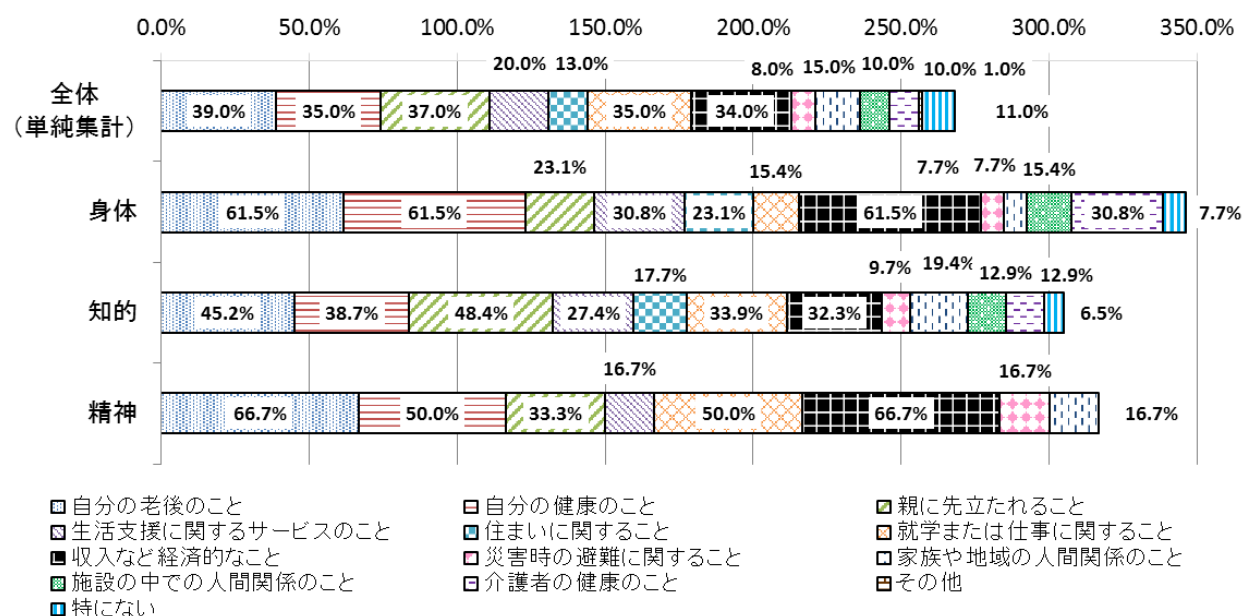
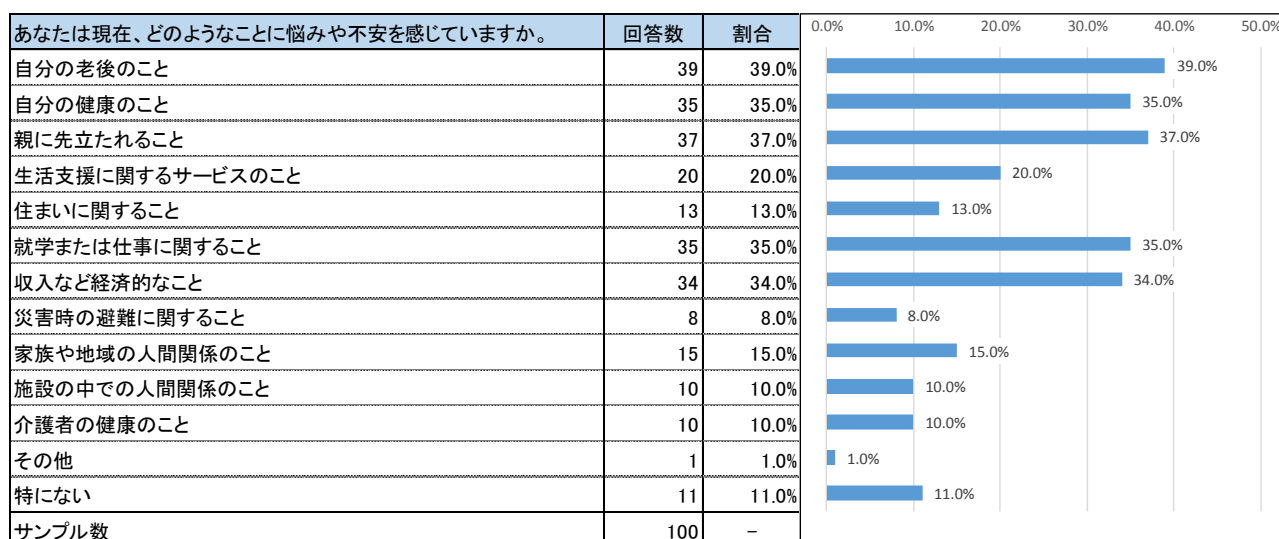


- 段差や階段が多い
- 点字ブロック・点字案内板が十分に整備されていない
- 音声案内がついている信号機が十分に設置されていない
- 公共交通機関(バス・電車など)が利用しづらい
- 車いす使用者用トイレが十分に整備されていない
- 車いす使用者用駐車場が十分に整備されていない
- 手すりやスロープが十分に整備されていない
- 自動ドア・エレベーターが十分に整備されていない
- 手話のできる支援者が少ない
- 困ったときに周囲の人に手助けをお願いしにくい
- 交通費などお金がかかる
- コミュニケーションがとりにくい
- いっしょに行く仲間がいない
- その他
- 特に困らない
- 外出しない

### ⑤不安や悩み事（複数回答）

不安や悩み事については、「自分の老後のこと」が39.0%で最も多く、次いで、「親に先立たれること」が37.0%となっています。

また、障がい種別でみると、身体障がい者では「自分の老後のこと」（61.5%）が、知的障がい者では「親に先立たれること」（48.4%）が最も多くなっています。精神障がい者では「自分の老後のこと」、「収入など経済的なこと」（66.7%）がともに最も多くなっています。

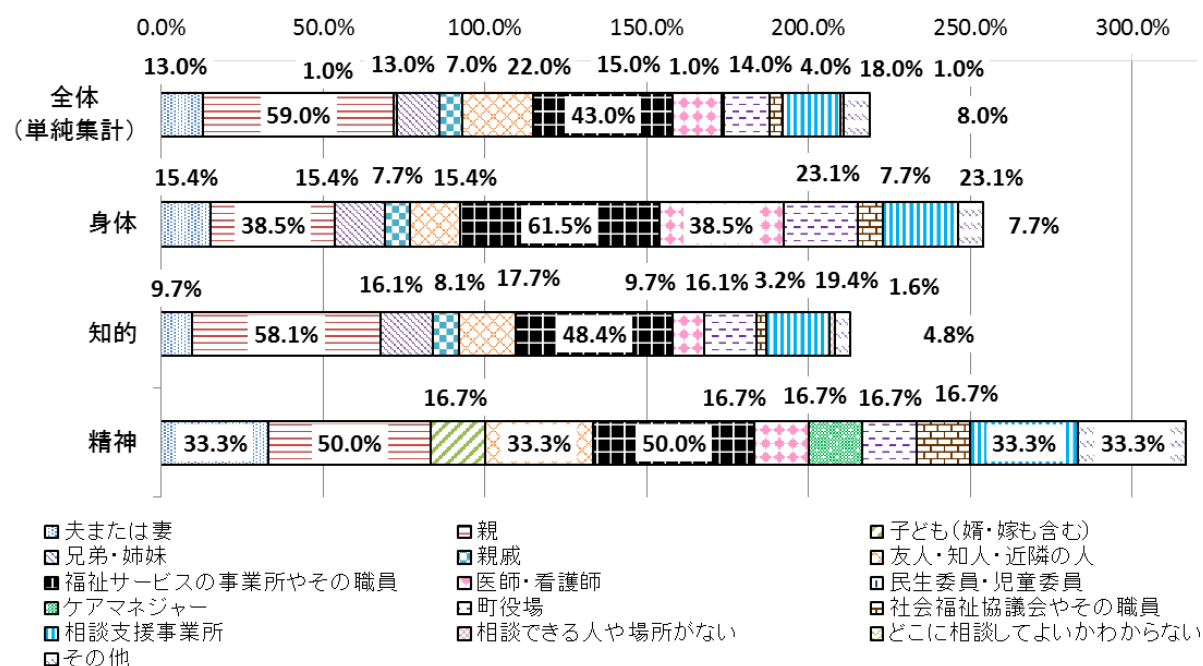
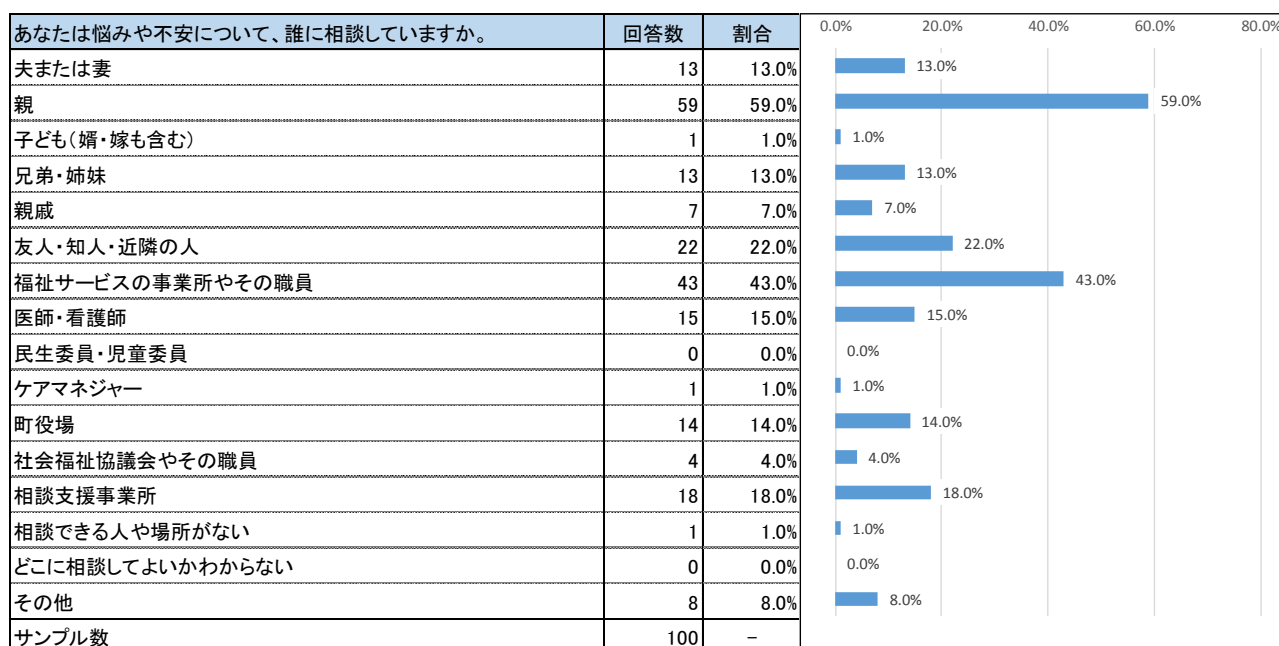




## ⑥不安や悩み事の相談先（複数回答）

不安や悩み事の相談先については、「親」が59.0%で最も多く、次いで、「福祉サービスの事業所やその職員」が43.0%、「友人・知人・近隣の人」が22.0%となっています。

また、障がい種別でみると、身体障がい者では「福祉サービスの事業所やその職員」（61.5%）が、知的障がい者では「親」（58.1%）が最も多くなっています。精神障がい者では「親」、「福祉サービスの事業所やその職員」（50.0%）がともに最も多くなっています。

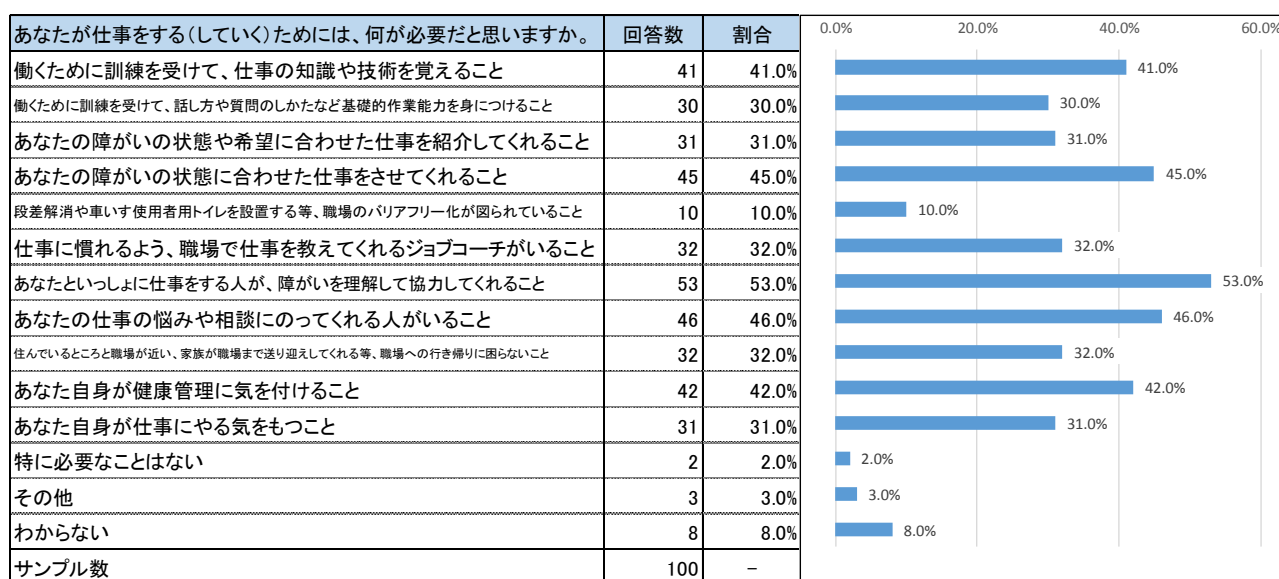


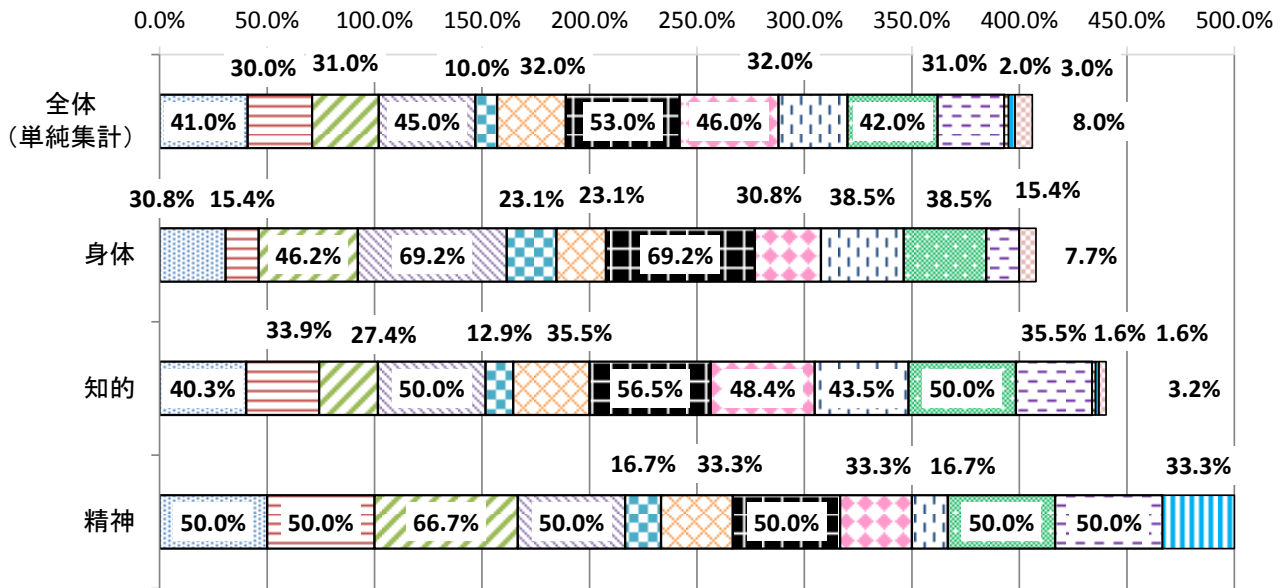


## ⑦仕事をするために必要なこと（複数回答）

仕事をするために必要なことについては、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」が53.0%で最も多く、次いで、「あなたの仕事の悩みや相談にのってくれる人がいること」が46.0%、「あなたの障がいの状態に合わせた仕事をさせてくれること」が45.0%、「あなた自身が健康管理に気を付けること」が42.0%となっています。

また、障がい種別でみると、身体障がい者では「あなたの障がいの状態に合わせた仕事をさせてくれること」、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」（69.2%）がともに多くなっています。知的障がい者では「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」（56.5%）が、精神障がい者では「あなたの障がいの状態や希望に合わせた仕事を紹介してくれること」（66.7%）が最も多くなっています。



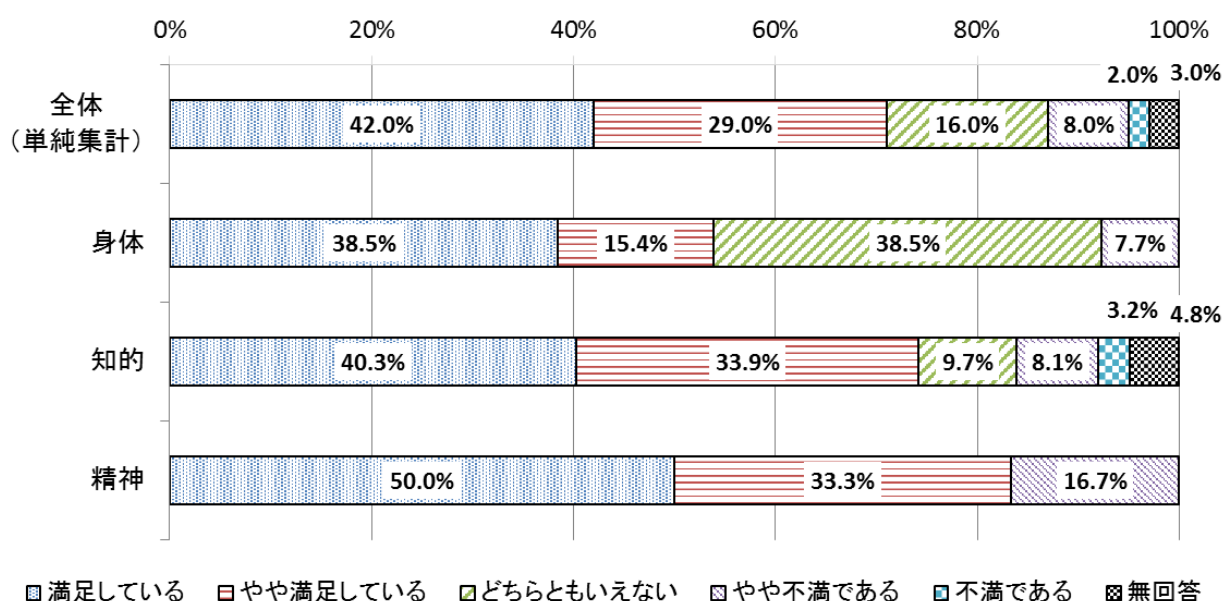


- 働くために訓練を受けて、仕事の知識や技術を覚えること
- 働くために訓練を受けて、話し方や質問のしかたなど基礎的作業能力を身につけること
- あなたの障がいの状態や希望に合わせた仕事を紹介してくれること
- あなたの障がいの状態に合わせた仕事をさせてくれること
- 段差解消や車いす使用者用トイレを設置する等、職場のバリアフリー化が図られていること
- 仕事に慣れるよう、職場で仕事を教えてくれるジョブコーチがいること
- あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること
- あなたの仕事の悩みや相談にのってくれる人がいること
- 住んでいるところと職場が近い、家族が職場まで送り迎えしてくれる等、職場への行き帰りに困らないこと
- あなた自身が健康管理に気を付けること
- あなた自身が仕事にやる気をもつこと
- 特に必要なことはない
- その他
- わからない

## ⑧障害福祉サービスに対する満足度

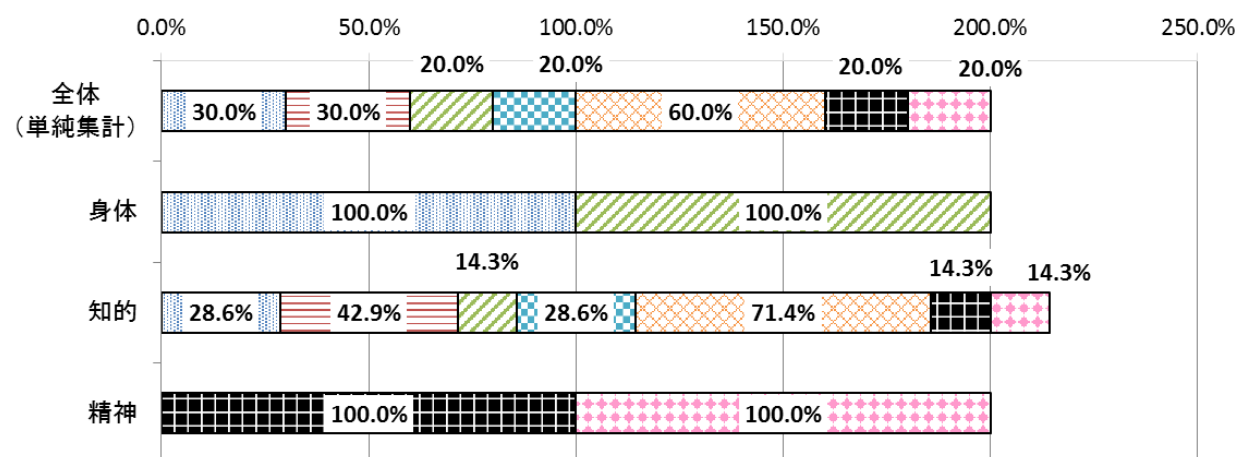
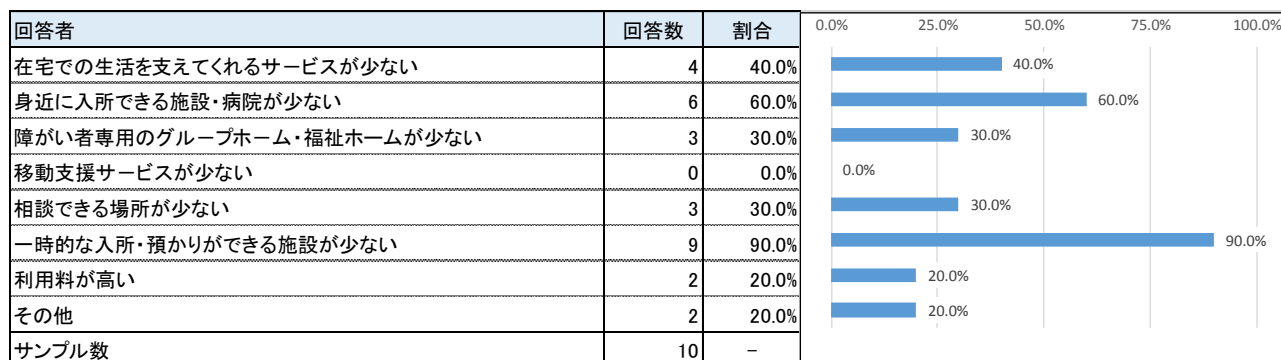
障害福祉サービスに対する満足度については、「満足している」(42.0%)が最も高く、次いで「やや満足している」(29.0%)、「どちらともいえない」(16.0%)の順となっています。身体障がい者では「満足している」、「やや満足している」の合計が53.9%となっており、知的障がい者(74.2%)、精神障がい者(83.3%)と比較すると、満足度は低い結果となっています。

あなたは、現在提供されている障害福祉サービスに満足していますか。	回答数	割合
満足している	42	42.0%
やや満足している	29	29.0%
どちらともいえない	16	16.0%
やや不満である	8	8.0%
不満である	2	2.0%
無回答	3	3.0%
サンプル数	100	100.0%



⑧-1 障害福祉サービスに対する満足度で、「やや不満である」、「不満である」と回答した理由  
(複数回答)

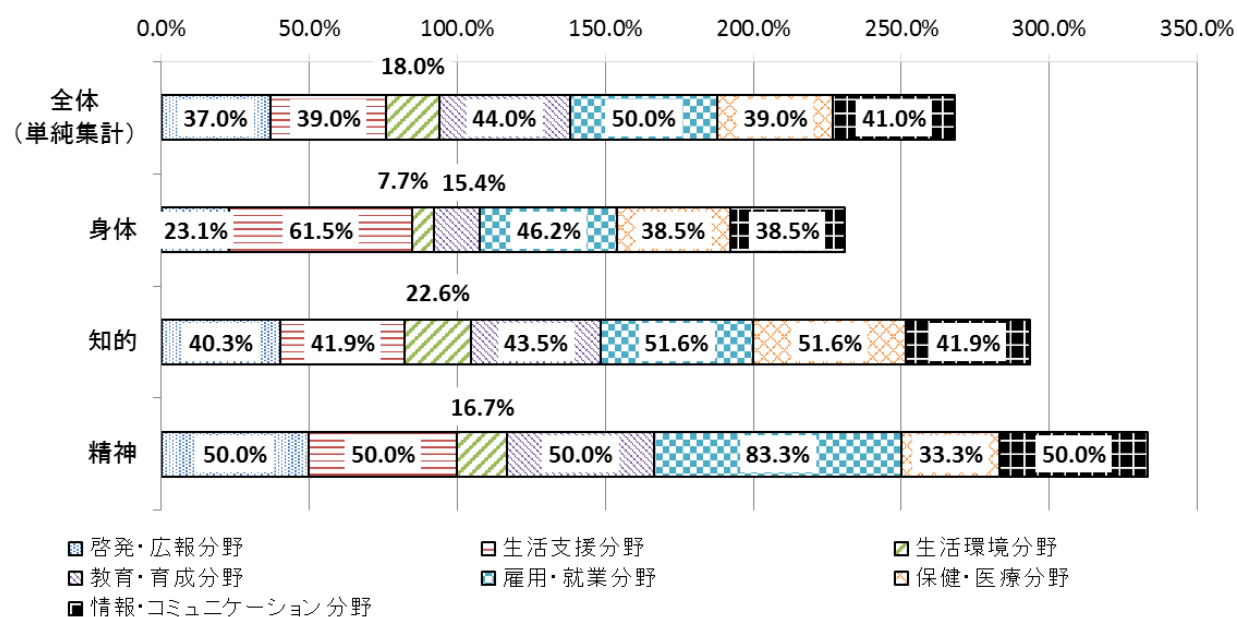
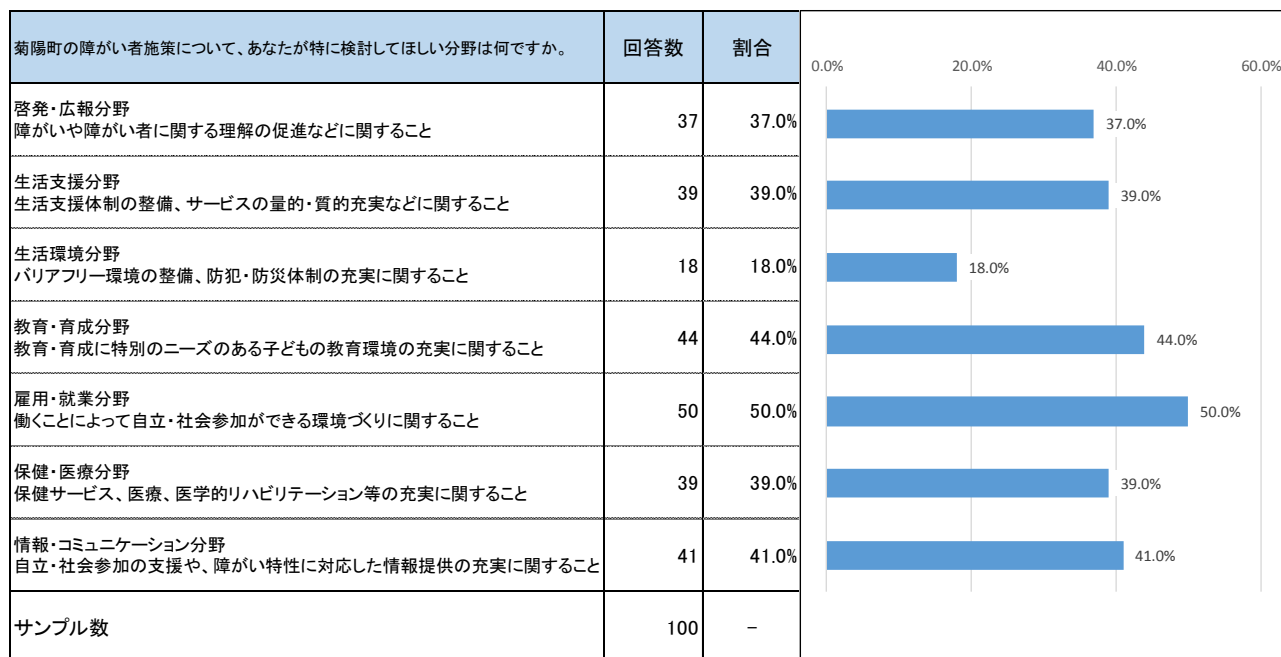
「やや不満である」、「不満である」と回答した理由については、「一時的な入所・預かりができる施設が少ない」(90.0%)が最も高く、次いで「身近に入所できる施設・病院が少ない」(60.0%)、「在宅でのサービスを支えてくれるサービスが少ない」(40.0%)の順となっています。



- 在宅での生活を支えてくれるサービスが少ない
- 身近に入所できる施設・病院が少ない
- 障がい者専用のグループホーム・福祉ホームが少ない
- 移動支援サービスが少ない
- 相談できる場所が少ない
- 一時的な入所・預かりができる施設が少ない
- 利用料が高い
- その他

⑨菊陽町の障がい者施策について、特に検討してほしい分野（複数回答）

特に検討してほしい分野については、「雇用・就業分野」（50.0%）が最も高く、次いで「教育・育成分野」（44.0%）、「情報・コミュニケーション分野」（41.0%）の順となっています。身体障がい者では「生活支援分野」（61.5%）が、知的障がい者では「雇用・就業分野」と「保健・医療分野」（51.6%）が高くなっており、精神障がい者では「雇用・就業分野」が8割以上の回答となっています。



## 第3章 サービス提供体制整備の基本的な考え方

平成29年度までのサービス提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。本町における今後の取組については、アンケート調査の結果を踏まえて整理しています。

### 1 必要とされる訪問系サービスの保障

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

#### 【本町における今後の取組】

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、在宅生活を支えるサービスの更なる充実を図ります。
- 移動が困難な障がい者の生活を充実させるため、移動支援サービスの充実に努めます。

### 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について充実を図ります。

#### 【本町における今後の取組】

- 一時的な入所・預かりを行う短期入所事業の更なる充実に努めます。
- 障がい者が、身近な場所で入所できる療養介護等の施設の確保に努めます。

### 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、保護者の高齢化に伴う需要増を解消するとともに、地域生活への移行を推進します。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、菊池圏域で地域生活支援拠点の整備を図ります。

#### 【本町における今後の取組】

- 障がい者専用のグループホーム、福祉ホームの整備に努めます。
- 障がい者の地域生活（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、地域の見守りの体制づくり等）の集約及び拠点となる場として、地域生活支援拠点を菊池圏域で整備します。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、今後更に障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。併せて就労の安定的な継続や雇用型の福祉的就労（就労継続支援 A 型）の拡大についても検討します。

#### 【本町における今後の取組】

- 就労継続支援 A 型事業所の在り方について、県の方針と連携を取りながら、更なる質の向上に努めます。
- 障がい者の安定した就労の継続のために、相談体制の整備を図るとともに、通勤の支援等の方策について検討を行います。

## 5 相談支援提供体制の確保

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

#### 【本町における今後の取組】

- 相談支援事業の事業内容や利用方法について、更なる周知に努めます。
- 事業所の職員や相談支援専門員、医師といった多様な主体による相談支援体制の構築に努めます。

## 6 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「菊陽町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

#### 【本町における今後の取組】

- 今後の利用ニーズの増加に対応するため、予算の確保等に努めます。

## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本指針に基づいて、12%以上（4 人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数を 4 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	26 人	平成 25 年度末時点の入所者数
目標年度の地域生活移行者数	4 人	施設入所からグループホームへの移行見込み



## (2) 施設入所者の削減

### 国の基本指針

平成 29 年度末の施設入所者数を、平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

### 目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、4%以上（2人以上）を削減すべき本計画では、本町の削減数を 2 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	26 人	平成 25 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	24 人	平成 29 年度末の施設入所者数
削減見込み	2 人	削減見込み

## 2 入院中の精神障がい者の地域への移行

国の基本指針
平成 29 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 64%以上、入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とし、平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

県の方針
熊本県では、国の基本指針に基づいて、県全体としての目標値を設定します。

目標設定の考え方
熊本県としては、国の基本指針に基づいて、平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上、平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上とし、また、平成 29 年 6 月末時点における入院期間 1 年以上の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点における入院期間 1 年以上の長期在院患者数から 18%以上削減することとしています。

### ※熊本県の成果目標

項目	人数、率	考え方
目標年度における入院後 3 か月時点の退院率	64%	平成 29 年度において入院後 3 か月経過時点の退院率
目標年度における入院後 1 年時点の退院率	91%	平成 29 年度において入院後 1 年経過時点の退院率
H24.6 末時点の長期在院者数	5,475 人	平成 24 年 6 月末時点において入院期間が 1 年以上の長期在院者の数
目標年度における長期在院者数の減少率	18% (986 人)	平成 29 年 6 月末時点において入院期間が 1 年以上の長期在院者数の平成 24 年 6 月末時点からの削減率

### 3 地域生活支援拠点等の整備

#### 国の基本指針

平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

#### 目標設定の考え方

本町においては、国の基本指針に基づいて平成 29 年度までに菊池圏域で地域生活支援拠点を 1 か所整備します。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

### 国の基本指針

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加し、全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成することを基本として、目標値を設定する。

### 県の方針

熊本県では、就労移行支援事業所の就労移行率については、各市町村ごとに目標値を設定せず、県全体として目標値を設定することとしています。

### 目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上（4 人）、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加（18 人）を達成すべき本計画では、本町の実情を考慮し、一般就労への移行者数を 4 人、就労移行支援事業の利用者数を 18 人とします。

また、熊本県としては、国の指針に基づき、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上としています。

項目	人数、率	考え方
一般就労移行者数	2 人	平成 24 年度実績
目標年度の一般就労移行者数	4 人	平成 29 年度一般就労移行者数
就労移行支援事業の利用者数	11 人	平成 25 年度実績
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	18 人	平成 29 年度の利用者数
目標年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上	50%	平成 29 年度末において、就労移行率が 3 割以上の熊本県の就労移行支援事業所の割合

## 第5章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

### 1 障害福祉サービスの種類と内容

自立支援給付（介護給付、訓練等給付など）に基づいて実施される障害福祉サービスの主な対象者と実施内容は、以下のとおりです。

#### （1）介護給付

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(障害支援区分1以上)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
在宅生活の支援 行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS 患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護等)を包括的に提供します。

サービス名		主な対象者	サービス内容
日 中 活 動 の 場 の 充 実	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
	療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生 活 の 場 の 充 実	施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

(2) 訓練等給付

サービス名		主な対象者	サービス内容
日中活動の場の充実	自立訓練 (機能訓練)	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p>	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます)
	自立訓練 (生活訓練)	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p>	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます)
	就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内又は企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます)
生活の場の充実	共同生活援助 (グループホーム)	就労、又は就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

	サービス名	主な対象者	サービス内容
日中活動の場の充実	就労継続支援 (A型)	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で(利用開始時に65歳未満)</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった方</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方</p>	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
	就労継続支援 (B型)	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される次のような方</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③50歳に達している方</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>



### (3) その他のサービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用するすべての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障がい者	身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費、修理費の給付を行います。

(4) 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
障害児入所支援	障がい児	障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行ったり、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由のある児童若しくは重症心身障がい児に対し治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用するすべての障がい児	<p>障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。</p>

## 2 サービス見込みの算出方法

計画策定に向けて国や県が示した考え方、本町及び近隣地域のサービス事業所の動向やサービス利用実績、アンケート調査結果などを総合的に勘案し、障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスの1か月当たりのサービス量については、次のとおり見込みます。

なお、障がい者の自立支援を推進するために、これらの法定サービスに加えて、民間の事業者・団体等による取組も含め、社会資源の整備・充実を図っていきます。

サービスの種類	サービス見込み算出の考え方
訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> </ul>	月当たりの延べ利用時間数＝[利用者数の見込み]×[1人当たりの利用時間数] ・利用者数の見込みは、平成 24～26 年度の平均利用者数をもとに、平成 27～29 年度までの利用者数の伸びを算出しています。 ・1人当たりの利用時間数は、平成 24～26 年度の利用実績をもとに算出しています。
日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 自立訓練</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援(A型)</li> <li>・ 就労継続支援(B型)</li> <li>・ 短期入所</li> </ul>	月当たりの延べ利用人数＝[利用者数の見込み]×[1人当たりの利用日数] ・利用者数の見込みは、平成 24～26 年度の平均利用者数をもとに、平成 27～29 年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する方、新たに利用が見込まれる方の数などを加味しています。 ・1人当たりの利用日数は、平成 24～26 年度の利用実績をもとに算出しています。
日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養介護</li> </ul> 居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 施設入所支援</li> </ul>	月当たりの延べ利用人数＝[利用者数の見込み] ・利用者数の見込みは、平成 24～26 年度の平均利用者数をもとに、平成 27～29 年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する方、新たに利用が見込まれる方の数などを加味しています。
障がい児対象のサービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 医療型児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> <li>・ 障害児入所支援</li> <li>・ 障害児相談支援</li> </ul>	・それぞれのサービスの見込み量は、平成 24～26 年度の利用者数をもとに、平成 27～29 年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、算出しています。

### 3 障害福祉サービスの見込み

#### (1) 訪問系サービス

##### 平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	人	33	30	36	33	40	32
	時間	462	414	504	477	560	440
重度訪問介護	人	1	1	1	1	1	2
	時間	210	278	210	352	210	959
同行援護	人	1	1	1	2	2	3
	時間	6	6	6	13	12	28
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※ 単位：1か月当たり人・時間

※ 平成 26 年度は見込み

##### 平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人	41	46	52
	時間	607	690	784
重度訪問介護	人	3	3	3
	時間	1,500	1,500	1,500
同行援護	人	3	4	5
	時間	28	37	47
行動援護	人	1	1	1
	時間	10	10	10
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

※ 単位：1か月当たり人・時間

(2) 日中活動系サービス

平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人	56	50	62	56	68	57
	人日	1,190	993	1,317	1,133	1,445	1,186
自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1	1	1	0
	人日	23	6	23	1	23	0
自立訓練(生活訓練)	人	5	3	5	5	5	4
	人日	63	44	63	64	63	64
就労移行支援	人	19	17	22	11	26	12
	人日	345	314	400	201	473	234
就労継続支援A型	人	25	28	27	35	29	44
	人日	500	552	540	696	580	902
就労継続支援B型	人	38	33	43	35	49	35
	人日	671	538	760	586	865	594
療養介護	人	4	10	4	13	4	13
短期入所	人	11	11	12	10	13	10
	人日	70	42	76	30	83	32

※ 単位: 1か月当たり人・日

※ 平成 26 年度は見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	72	80	89
	人日	1,476	1,656	1,869
自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1
	人日	23	23	23
自立訓練(生活訓練)	人	5	6	7
	人日	65	78	91
就労移行支援	人	14	16	18
	人日	242	282	322
就労継続支援A型	人	50	52	54
	人日	1,000	1,040	1,080
就労継続支援B型	人	46	57	58
	人日	828	1,026	1,044
療養介護	人	13	13	13
短期入所	人	11	12	13
	人日	66	72	78

※ 単位:1か月当たり人・日

(3) 居住系サービス

平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	人	16	20	16	21	16	23
施設入所支援	人	28	23	28	25	28	27

※ 単位:1か月当たり人

※ 平成 26 年度は見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人	25 人	27 人	29 人
施設入所支援	人	26 人	25 人	24 人

※ 単位:1か月当たり人

(4) 相談支援

平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	3	7	6	36	14	49
地域移行支援	人	4	0	3	0	3	0
地域定着支援	人	4	0	4	0	4	0

※ 単位:1か月当たり人

※ 平成 26 年度は見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	60	70	80
地域移行支援	人	4	4	4
地域定着支援	人	4	4	4

※ 単位:1か月当たり人



(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人	—	21	—	42	—	45
	人日	—	111	—	205	—	223
医療型児童発達支援	人	—	1	—	1	—	—
	人日	—	4	—	7	—	—
放課後等デイサービス	人	—	34	—	71	—	89
	人日	—	68	—	259	—	381
保育所等訪問支援	人	—	1	—	1	—	1
	人日	—	0.1	—	0.6	—	1
障害児相談支援	人	—	2	—	18	—	27

※ 単位: 1か月当たり人・日

※ 平成 26 年度は見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人	50	52	54
	人日	250	260	270
医療型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	5	5	5
放課後等デイサービス	人	95	100	105
	人日	475	500	525
保育所等訪問支援	人	2	3	4
	人日	2	3	4
障害児相談支援	人	35	40	45

※ 単位: 1か月当たり人・日

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が主体となって地域の特性やニーズに応じた柔軟なサービスを効果的・効率的に展開する事業です。障がい者等の福祉の向上を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

### 本町で実施する地域生活支援事業

#### ◆必須事業

- (1) 理解促進・研修啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 日常生活用具給付等事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

#### ◆任意事業

- (1) 福祉ホーム事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業
- (4) 訪問入浴サービス事業

## 1) 必須事業

### (1) 理解促進・研修啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、ボランティア活動など）を支援します。

### (3) 相談支援事業

障がい者や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助等を行います。事業は、本町を含めた菊池圏域の4市町で行います。

#### ①平成24年度から平成26年度までの計画・実績

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
計画	2	2	2
実績	2	2	2

#### ②平成27年度から平成29年度までの見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
見込み	2	2	2

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。

##### ①平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実利用件数	実利用件数	実利用件数
計画	1	1	1
実績	0	0	0

※平成 26 年度は見込み

##### ②平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実利用件数	実利用件数	実利用件数
見込み	1	1	1

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。本町では、本計画の策定期間内に菊池圏域において体制整備を行い、実施に向けた取組を進めます。

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚及び音声・言語機能障害のある方に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、手話奉仕員を派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

### ①平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	箇所	実利用件数 (延べ利用件数)	箇所	実利用件数 (延べ利用件数)	箇所	実利用件数 (延べ利用件数)
計画	1	(80)	1	(80)	1	(80)
実績	1	9	1	12	1	12

※平成 26 年度は見込み

### ②平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	箇所	実利用件数	箇所	実利用件数	箇所	実利用件数
見込み	1	13	1	13	1	13

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進や、広報活動などの障がい者に対する支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

## (8) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

### ①平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
計画	380	380	380
実績	278	299	300

※平成 26 年度は見込み

### ②平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
見込み	350	350	350

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援するサービスです。

### ①平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実利用者数 (延べ利用時間)	実利用者数 (延べ利用時間)	実利用者数 (延べ利用時間)
計画	10 ( 589 )	10 ( 589 )	10 ( 589 )
実績	3 ( 349.5 )	3 ( 335 )	3 ( 360 )

※平成 26 年度は見込み

### ②平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実利用者数 (延べ利用時間)	実利用者数 (延べ利用時間)	実利用者数 (延べ利用時間)
見込み	3 (500)	3 (500)	3 (500)

## (10) 地域活動支援センター事業

障がい者が通い、地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。事業は本町を含めた菊池圏域の4市町で行います。

### ①平成24年度から平成26年度までの計画・実績

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	箇所	実利用者数 (延べ利用件数)	箇所	実利用者数 (延べ利用件数)	箇所	実利用者数 (延べ利用件数)
計画	1	(1,700)	1	(1,800)	1	(1,900)
実績	1	112	1	108	1	107

※平成26年度は見込み

### ②平成27年度から平成29年度までの見込み

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	箇所	実利用者数	箇所	実利用者数	箇所	実利用者数
見込み	1	110	1	110	1	110

## 2) 任意事業

### (1) 福祉ホーム事業

福祉ホームは、住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する施設です。

#### ①平成24年度から平成26年度までの計画・実績

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
計画	1	1	1
実績	0	1	1

※平成26年度は見込み

#### ②平成27年度から平成29年度までの見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
見込み	1	1	1

## (2) 日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

### ①平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実利用者数 (延べ利用回数)	実利用者数 (延べ利用回数)	実利用者数 (延べ利用回数)
計画	55 ( - )	55 ( - )	55 ( - )
実績	72 ( 2,399 )	66 ( 2,754 )	67 ( 2,662 )

※平成 26 年度は見込み

### ②平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実利用者数 (延べ利用回数)	実利用者数 (延べ利用回数)	実利用者数 (延べ利用回数)
見込み	70 (2,900)	70 (2,900)	70 (2,900)

## (3) 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### ①平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
計画	1	1	1
実績	2	0	1

※平成 26 年度は見込み

### ②平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
見込み	1	1	1



#### (4) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

##### ①平成 24 年度から平成 26 年度までの計画・実績

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
計画	1	1	1
実績	1	2	3

※平成 26 年度は見込み

##### ②平成 27 年度から平成 29 年度までの見込み

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
見込み	3	3	3

## 第6章 計画の推進体制

### 1 制度の周知

本町では、障がい者が必要とするサービスを受けられるよう、障害福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、サービス利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。

### 2 計画の推進

本町では、本計画は第2期菊陽町障がい者計画と一体的に推進するとともに、福祉課が中心となり、庁内関係部課、福祉関係団体や行政機関、障がい当事者などと連携を図りながら、社会経済環境や障がい者のニーズの変化にも対応しつつ、効果的かつ効率的な推進を図ります。

### 3 関係機関等との連携

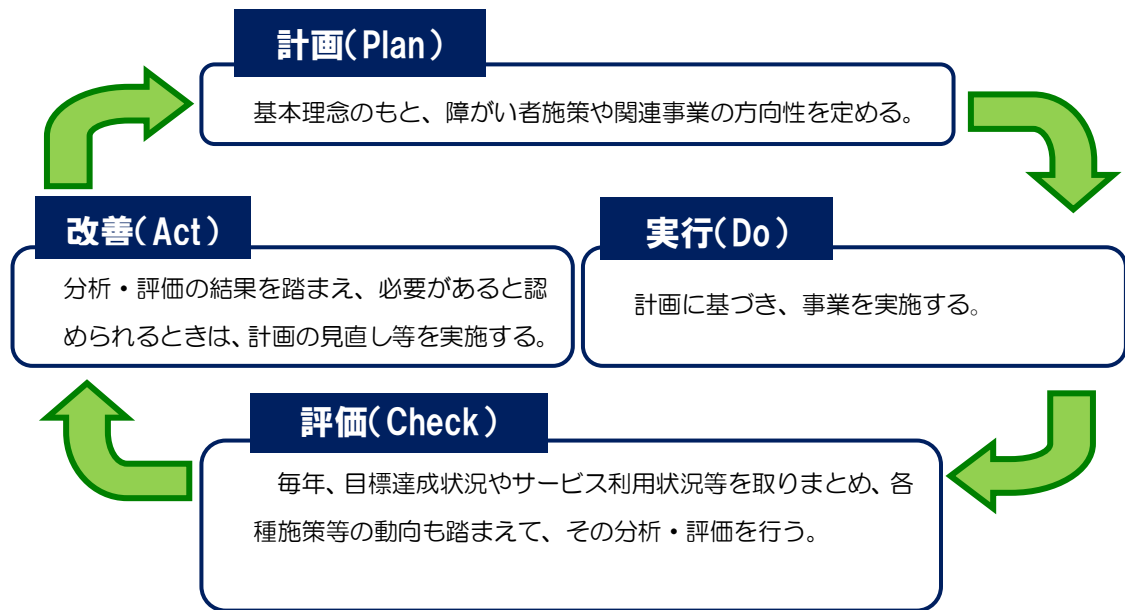
本町では、地域全体で障がい者を支える観点から、地域住民、社会福祉協議会、地域自立支援協議会、障がい者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、NPO等民間団体、ボランティアなど、地域におけるネットワークの構築・強化を進めます。

また、広域に対応すべき施策については、県や地域自立支援協議会との連携のもと、一体となった施策を推進します。

### 4 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価

本町では、本計画を着実に推進するため、定期的に目標達成状況やサービス利用量などの進行状況について取りまとめを行うとともに、菊陽町障がい者計画等策定委員会の意見を聴きながら、PDCAサイクルによる達成状況の分析及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。

【障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



## 資料集

### 菊陽町障がい者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属及び役職
1	◎今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部 准教授
2	佐藤 彌	菊陽町民生委員児童委員協議会 会長
3	甲田 峰子	菊陽町社会福祉協議会 事務局長
4	岸田 年弘	菊陽町身体障害者福祉協会 会長
5	坂田 義美	菊陽町手をつなぐ心障者の会 つくしんぼ 会長
6	永井 美知子	菊陽町精神障がい者 家族の会 代表
7	川野 美由紀	菊池地区難病患者・家族の会 菊池にじの会 代表
8	田中 健二郎	(社)菊陽会 熊本菊陽学園 総括施設長
9	池田 靖史	NPO 法人やすらぎ福祉会 やすらぎハウス 所長
10	後藤 志貴子	(株)4つ葉 就労継続支援 A 型事業所4CLOVER 代表取締役
11	北村 聡一郎	NPO 法人チャイルドサポート きくち こども発育支援センター えるぴあ 代表
12	大津留 道子	(医)芳和会 きくよう地域生活支援センター 施設長
13	赤星 美代子	公募委員
14	佐藤 清孝	菊陽町健康・保険課長

◎は委員長

## 用語解説

### ア行

#### NPO (P62)

継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等の営利を目的としない団体を指す。

### カ行

#### 基本指針 (P2)

障害者総合支援法第87条の規定に基づき、国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。この基本指針において、障害福祉サービス等の数値目標の考え方等が示された。

#### 権利擁護 (P55)

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者や寝たきりの高齢者、認知症高齢者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ表明を支援し代弁すること。人権を始めたとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりする。

### サ行

#### 児童発達支援センター (P46)

障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

#### 社会的障壁 (P55)

障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方などのこと。

#### 成年後見制度 (P56)

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に対して、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行う「成年後見人」を、家庭裁判所などに選任してもらう制度。不動産や預貯金等の財産の管理や各種契約の手続などを本人に代わって行う。

## タ行

### 地域自立支援協議会（P62）

障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、関係機関等が連携を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた障がい者等への支援の体制の整備について協議を行うための会議。本町では、平成20年2月に菊池市、合志市、大津町及び菊陽町で構成する「菊池圏域地域自立支援協議会」を設置している。

## ナ行

### ニーズ（P18）

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

### ネットワーク（P62）

様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態のこと。また、そのようなことを目指した、社会的・組織的つながりのこと。

## ハ行

### バリアフリー（P29）

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。バリアには、たとえば移動を困難にする段差などがある。

## ラ行

### リハビリテーション（P33）

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。

### ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯の各期。



---

第4期  
菊陽町障がい福祉計画

---

平成27年3月

発行 菊陽町 福祉課

〒869-1192  
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地  
TEL : 096-232-4913  
FAX : 096-232-3274

---



